

# 標津町 第3期子ども・子育て支援事業計画

《令和7年度～令和11年度》



令和7年3月  
標津町



# 目次

第1章 計画の策定に当たって .....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 計画の策定体制 .....	2
第2章 子どもと家庭等を取り巻く状況 .....	4
1 標津町の人口・世帯の状況 .....	4
2 結婚や就業の状況 .....	11
3 子育て環境の状況 .....	14
第3章 基本理念・視点・目標 .....	26
1 基本理念 .....	26
2 基本的な視点 .....	27
3 基本目標 .....	28
第4章 子ども・子育て支援事業計画 .....	30
1 制度の全体像 .....	30
2 制度の体系 .....	31
3 教育・保育提供区域の設定 .....	36
4 教育・保育の量の見込みと提供体制 .....	36
第5章 子ども・子育て支援の取組 .....	49
1 施策の体系 .....	49
2 主要な取組 .....	51
(1) 地域における子育て支援 .....	51
(2) 母親と子どもの健康の確保及び増進 .....	57
(3) 子どもの教育環境の整備 .....	64
(4) 子育てを支援する生活環境の整備 .....	69
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進 .....	72
(6) 支援を必要とする児童への取組の推進 .....	75
(7) 出産や子育てへの経済的支援 .....	77
第6章 計画推進のために .....	79
1 計画推進に向けて .....	79
資料編 .....	81
1 標津町子ども・子育て会議委員名簿 .....	81
2 策定経過 .....	82



# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の背景と趣旨

少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、社会保障をはじめ、わが国の社会経済全体における急速な構造的変化は、子どもたちが健やかに育つ環境を形成するうえでも大きな課題となっています。

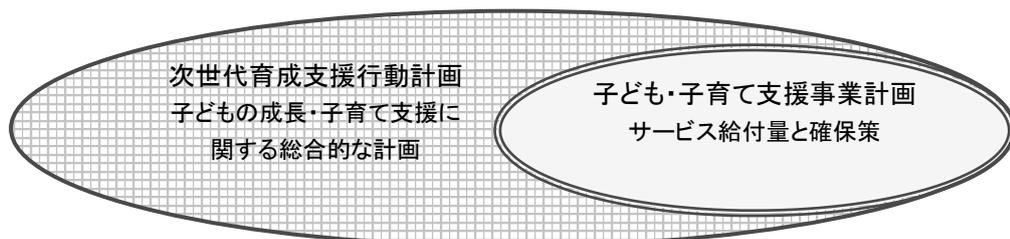
子ども・子育て支援については、平成15年に制定された「少子化社会対策基本法」や「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な施策が講じられてきました。

しかし、少子化は依然として進み、子どもや子育てをめぐる環境は厳しいことから、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」など、子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が制定されました。これにより、市町村には、国の指針で定める提供体制の確保等に関する基本的事項や参酌標準等を踏まえ、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握したうえで、新制度の給付・事業の需要見込み量、提供体制の確保内容及びその実施時期等を盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

これらを踏まえ、本町では、子どもの成長・子育て支援に関する総合的な計画である『次世代育成支援行動計画』と、幼児期における「学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画」である「子ども・子育て支援事業計画」を一体的なものとした「標津町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進してきました。

令和6年度に「第2期計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）」が最終年度を迎えることから、令和7年度以降の方向性について定める第3期計画（以下「本計画」とします）を策定します。

「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」との関係



## 2 計画の位置付け

---

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」の内容を包含するとともに、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、少子化の背景にある経済的な不安定さ、こどもの安全や孤独といった問題の解決に向け、幅広いこども政策に関する基本的な方針を定めた「こども大綱」の考え方を踏まえながら、本町におけるおおむね18歳未満のすべての子どもと家庭を対象とした子ども施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置付けます。

本町における子ども施策は、保育をはじめとする子育て支援サービスの充実だけでなく、地域で暮らす子ども、その子どもを育む家庭を、教育、子育て支援、コミュニティ、保護者の就業・雇用、生活環境、若者の自立支援などの面から、総合的に応援する地域づくりを進めるものです。そのため、本計画は、まちの未来を担い、委ねるべき人を育むための計画としての役割も担っています。

## 3 計画の期間

---

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間で計画期間とします。

## 4 計画の策定体制

---

### (1) 標津町子ども・子育て会議

---

本計画の策定にあたり、幅広い意見を反映させるため、関連団体代表や住民からなる「標津町子ども・子育て会議」を設置し、協議しました。

## (2) 保護者向けアンケート調査

### 1) 調査の目的

本町の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、計画作成の資料とするために、「子ども・子育てに関するニーズ調査」（就学前児童・小学生保護者対象）を実施しました。

### 2) 調査対象及び調査方法等

1) 調査の構成	就学前児童を持つ保護者対象の調査(家庭単位) 小学生児童を持つ保護者対象の調査(家庭単位)
2) 調査対象	就学前児童及び小学生児童のいる全家庭
3) 調査地域	町内全域
4) 配付数	就学前児童のいる家庭:172票 小学生のいる家庭:189票
5) 調査時期	令和6年2月
6) 調査方法	こども園在籍児は園を通じて配付(それ以外は郵送)、小学生は学校を通じて配付。郵送回収。

### 3) 回収結果

区分	就学前児童の保護者	小学生の保護者
1) 配付数 A	172票	189票
2) 回収数 B	76票	78票
3) 有効回収率 $B \div A \times 100$	44.2%	41.3%

## (3) 関係団体・者向け調査

本町の子ども・子育て支援関係団体・者を対象に、子育て支援に関する現状や課題を把握し、計画作成の資料とするために、「子どもと子育て家庭の支援にかかる調査」を実施しました。

1) 対象	主任児童委員、親子交流館(おひさま)、標津こども園 親子ふれあいひろば(ぼっぴこーん)、川北小学校、川北放課後児童クラブ
2) 調査時期	令和6年10月

## 第2章 子どもと家庭等を取り巻く状況

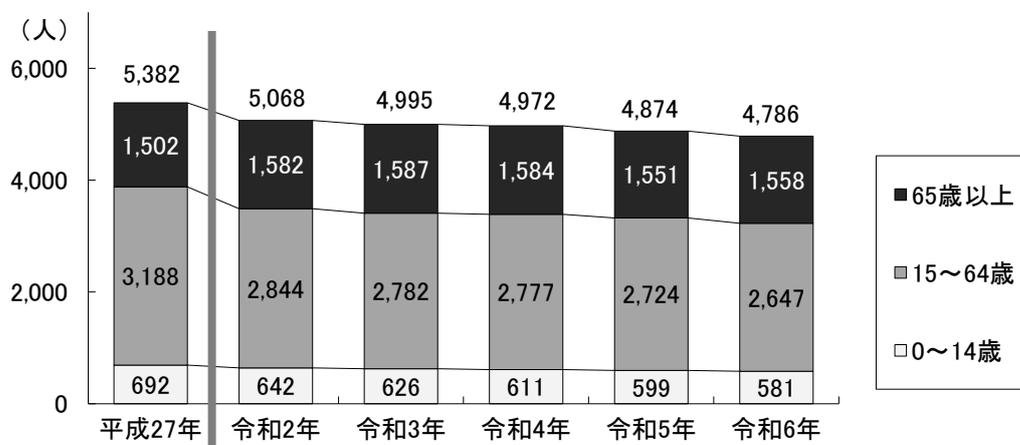
### 1 標津町の人口・世帯の状況

#### (1) 人口動態

##### 1) 人口の推移

本町における令和6年4月時点の総人口は 4,786 人で、第2期計画期間中にも緩やかな減少が続いています。年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口は、第1期計画当初（平成27年）から111人減、第2期計画当初（令和2年）から61人減となっています。

##### ■人口の推移



(単位：人)

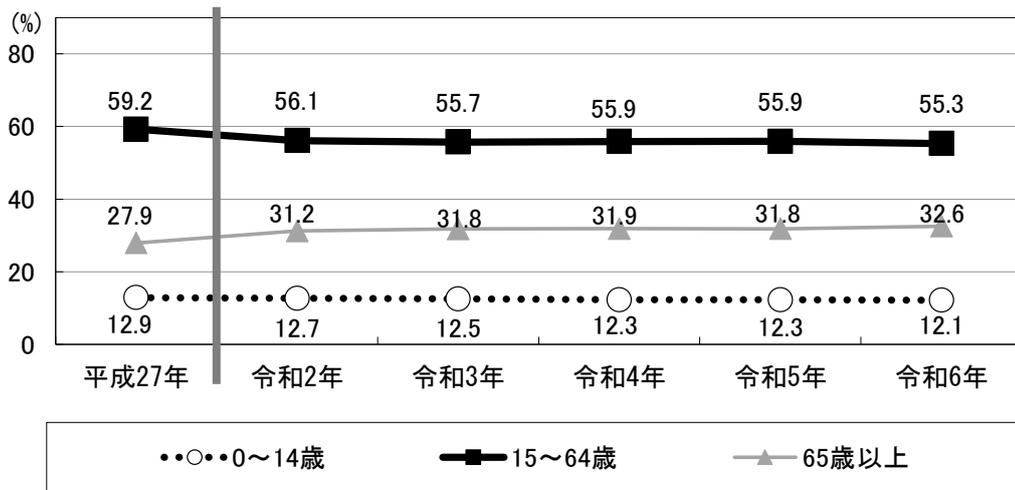
区分	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～14歳	692	642	626	611	599	581
15～64歳	3,188	2,844	2,782	2,777	2,724	2,647
65歳以上	1,502	1,582	1,587	1,584	1,551	1,558
総人口	5,382	5,068	4,995	4,972	4,874	4,786

資料：住民基本台帳(各年4月1日)

## 2) 年齢3区分別人口割合の推移

本町における令和6年4月時点の0～14歳人口割合は、12.1%となっています。第2期計画当初（令和2年）から、緩やかに低下傾向で推移しています。

### ■人口構成割合の推移



(単位：人、%)

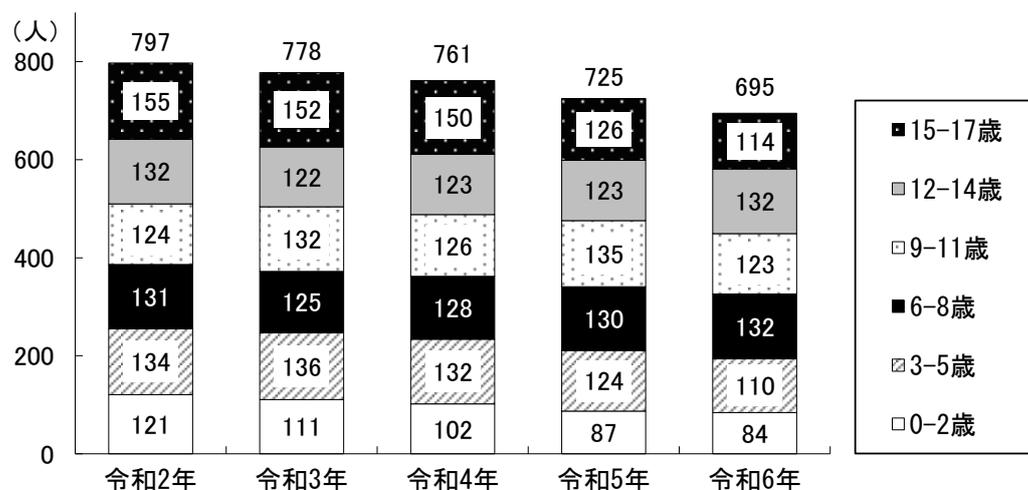
区 分	平成 27 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
総人口	5,382	5,068	4,995	4,972	4,874	4,786
0～14 歳	692	642	626	611	599	581
割合	12.9	12.7	12.5	12.3	12.3	12.1
15～64 歳	3,188	2,844	2,782	2,777	2,724	2,647
割合	59.2	56.1	55.7	55.9	55.9	55.3
65 歳以上	1,502	1,582	1,587	1,584	1,551	1,558
割合	27.9	31.2	31.8	31.9	31.8	32.6

資料：住民基本台帳(各年4月1日)

### 3) 子どもの人口

本町における令和6年4月時点の18歳未満人口は、695人となっています。第2期計画当初（令和2年）から102人減となっています。

#### ■子ども人口の推移



(単位: 人)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0-2歳	121	111	102	87	84
3-5歳	134	136	132	124	110
小学生(低学年)6-8歳	131	125	128	130	132
小学生(高学年)9-11歳	124	132	126	135	123
中学生12-14歳	132	122	123	123	132
15-17歳	155	152	150	126	114
18歳未満人口計	797	778	761	725	695

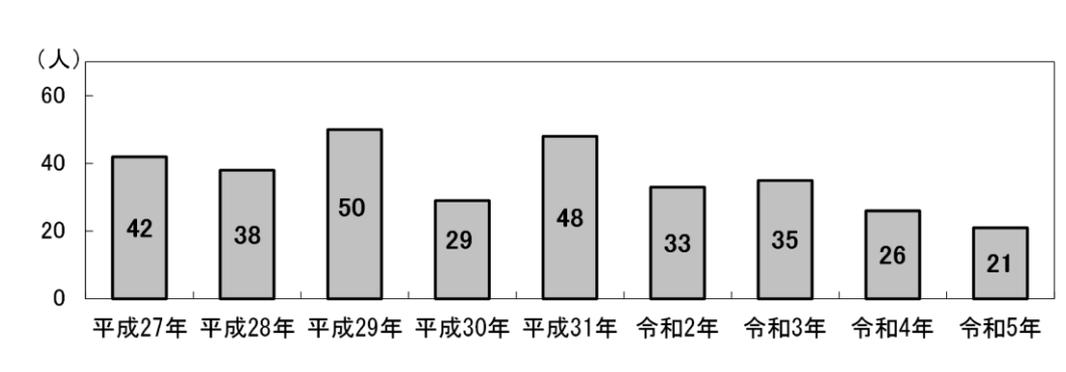
資料: 住民基本台帳(各年4月1日)

#### 4) 出生数等の推移

本町における令和5年の出生数は、21人となっています。年度によって差はあるものの、20人～50人の幅で推移しています。

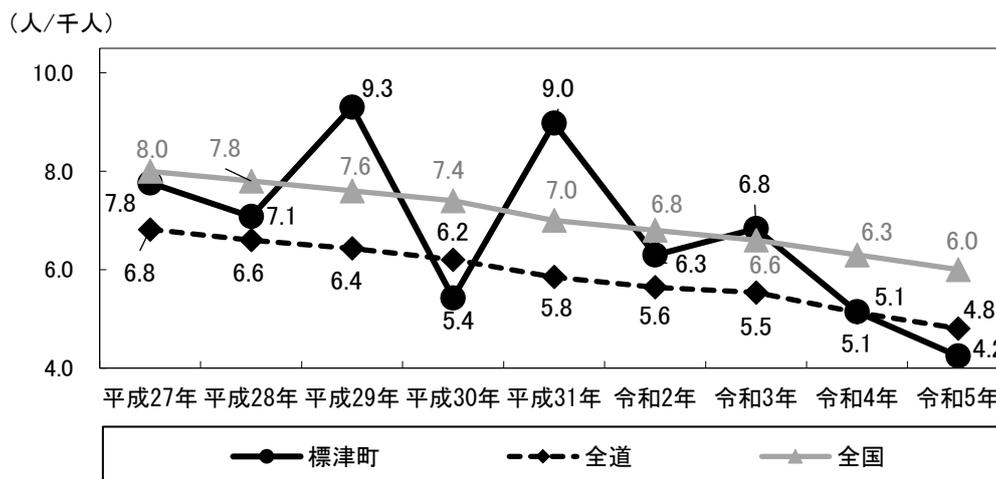
また、人口千人に対する出生数である出生率は、出生数の多かった年には上昇しているものの、令和5年は4.2に低下しています。全国・北海道は緩やかな低下が続いていますが、本町は年度によって差が大きくなっています。

##### ■ 出生数の推移



資料:住民基本台帳人口動態(各年12月末)

##### ■ 出生率の推移

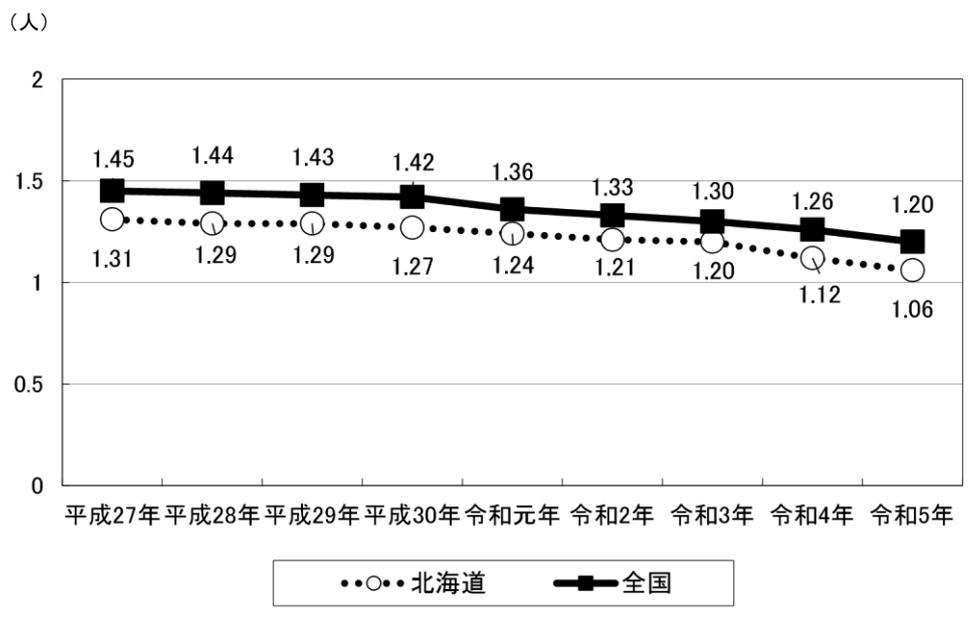


資料:住民基本台帳人口動態(各年12月末)

### 5) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国・北海道ともに低下が続いています。

■参考□ ■ 全国・北海道の合計特殊出生率の推移



資料：人口動態総覧の年次推移

#### 合計特殊出生率

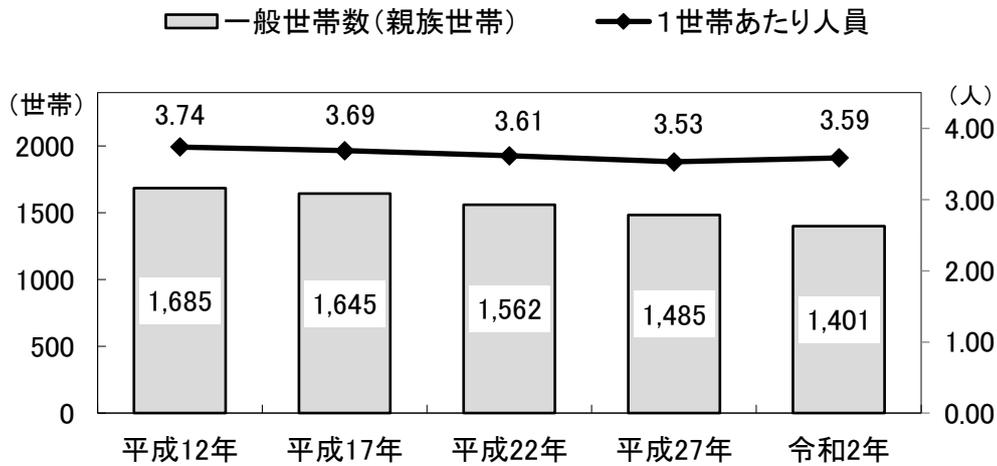
その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定した時の子どもの数に相当する。

## (2) 世帯の動向

### 1) 世帯数と平均世帯人員の推移

本町の世帯数は減少傾向にあります。1世帯あたり平均人員は横ばい傾向となっています。

#### ■世帯数と平均世帯人員の推移



資料: 国勢調査

#### ■□参考□■ 国勢調査における世帯の種類分類

世帯	一般世帯	A: 親族世帯	I: 核家族世帯
			II: その他の親族世帯
		B: 非親族世帯	
	C: 単独世帯		
	施設等の世帯		

## 2) 子どものいる世帯の世帯類型

子どものいる世帯は、その数と一般世帯に対する割合ともに減少傾向にあります。また、核家族世帯のうちのひとり親世帯割合も増加傾向にあります。

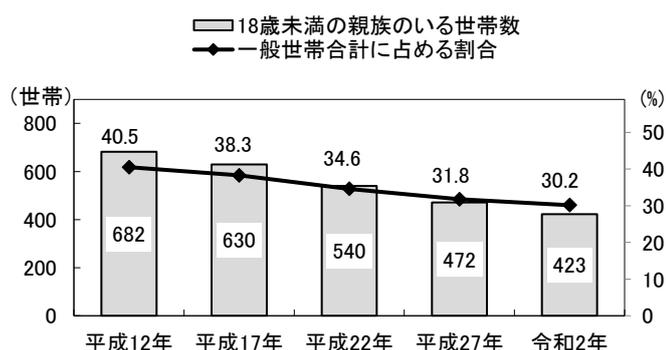
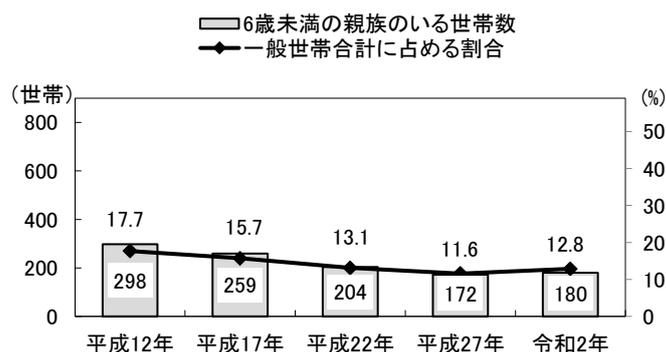
■世帯類型の推移

(単位：世帯、%)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数(親族世帯)(A)	1,685	1,645	1,562	1,485	1,401
6歳未満の子どものいる世帯(B)	298	259	204	172	180
B/A(%)	17.7	15.7	13.1	11.6	12.8
核家族世帯(a)	210	197	162	135	155
a/B(%)	70.5	76.1	79.4	78.5	86.1
ひとり親世帯(c)	7	11	10	12	8
c/B(%)	2.3	4.2	4.9	7.0	4.4
その他家族世帯(b)	88	62	42	37	25
b/B(%)	29.5	23.9	20.6	21.5	13.9
18歳未満の子どものいる世帯(C)	682	630	540	472	423
C/A(%)	40.5	38.3	34.6	31.8	30.2
核家族世帯(d)	466	445	413	367	354
d/C(%)	68.3	70.6	76.5	77.8	83.7
ひとり親世帯(f)	44	50	64	64	44
f/C(%)	6.5	7.9	11.9	13.6	10.4
その他家族世帯(e)	216	185	127	105	69
e/C(%)	31.7	29.4	23.5	22.2	16.3

資料：国勢調査

■6歳未満・18歳未満の子どものいる世帯数・割合の推移



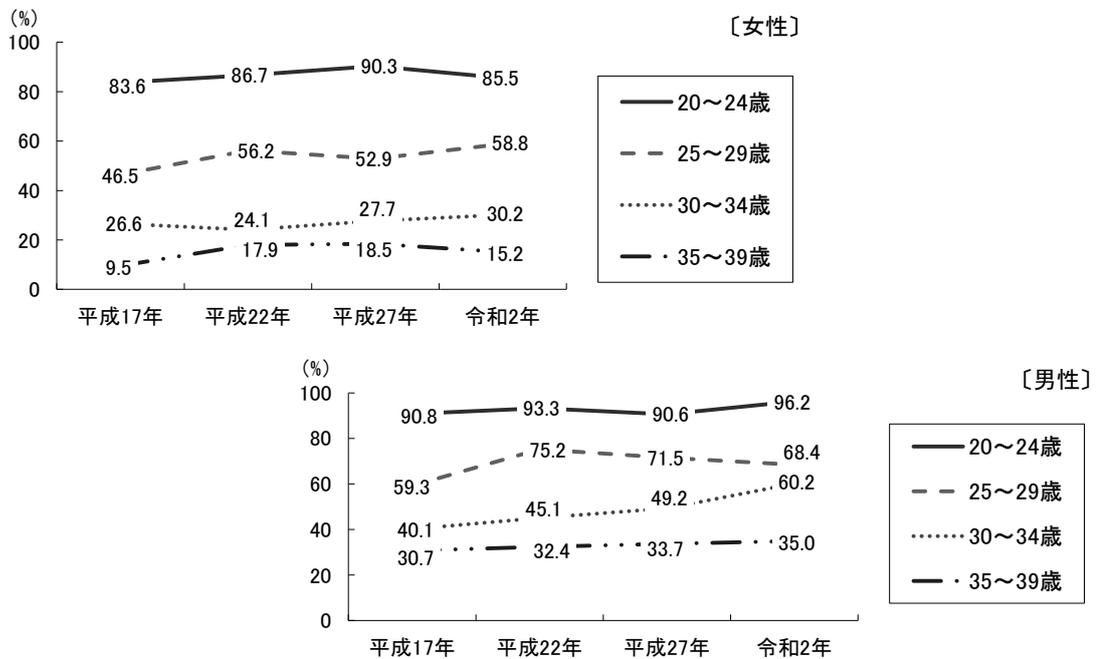
## 2 結婚や就業の状況

### (1) 未婚率

本町における20～30歳代の未婚率の推移は、年によって差はあるものの、全体的には緩やかな増加傾向にあります。

令和2年における本町の未婚率について、北海道・全国値と比較すると、女性については30～39歳の年齢層で本町の割合が低く、男性についてはいずれの年齢層でも本町の割合が高くなっています。

■ 未婚率



(単位：%)

区分		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年 (北海道)	令和2年 (全国)
女性	20～24歳	83.6	86.7	90.3	85.5	85.3	87.1
	25～29歳	46.5	56.2	52.9	58.8	56.7	58.2
	30～34歳	26.6	24.1	27.7	30.2	34.9	33.6
	35～39歳	9.5	17.9	18.5	15.2	24.9	22.8
男性	20～24歳	90.8	93.3	90.6	96.2	86.8	88.5
	25～29歳	59.3	75.2	71.5	68.4	63.9	65.4
	30～34歳	40.1	45.1	49.2	60.2	43.6	43.7
	35～39歳	30.7	32.4	33.7	35.0	32.9	32.4

資料：国勢調査

## (2) 平均初婚年齢

北海道の平均初婚年齢は、全国より若干低い傾向ですが、夫、妻ともに年々上昇しています。

■参考■ 平均初婚年齢の推移

(単位：歳)

区分	夫		妻	
	北海道	全国	北海道	全国
昭和 60 年	27.7	28.2	25.4	25.5
平成 2 年	28.0	28.4	25.8	25.9
平成 7 年	28.1	28.5	26.2	26.3
平成 12 年	28.3	28.8	26.8	27.0
平成 17 年	29.2	29.8	27.8	28.0
平成 22 年	30.1	30.5	28.7	28.8
平成 27 年	30.7	31.1	29.3	29.4
平成 28 年	30.7	31.1	29.4	29.4
平成 29 年	30.7	31.1	29.3	29.4
平成 30 年	30.8	31.1	29.5	29.4
令和元年	30.8	31.2	29.4	29.6
令和 2 年	30.7	31.0	29.4	29.4
令和 3 年	30.5	31.0	29.4	29.5
令和 4 年	30.8	31.1	29.6	29.7
令和 5 年	30.6	31.1	29.4	29.7

資料：厚生労働省「人口動態統計年報」

## (3) 第1子出生時の母親の平均年齢

第1子出生時の母親の平均年齢は、北海道、全国ともに年々高くなり、第2期計画期間においては、ほぼ横ばいで推移しています。

■参考■ 第1子出生時の母親の平均年齢の推移

(単位：歳)

区分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
北海道	27.2	27.7	28.6	29.5	30.3	30.3	30.3	30.5
全国	27.5	28.0	29.1	29.9	30.7	30.7	30.9	30.9

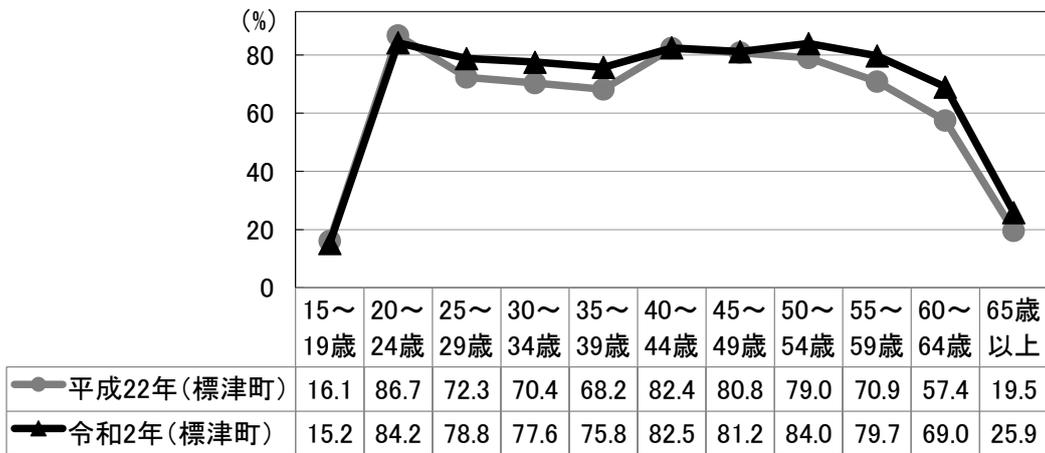
資料：厚生労働省「人口動態統計」

## (4) 女性の就業状況

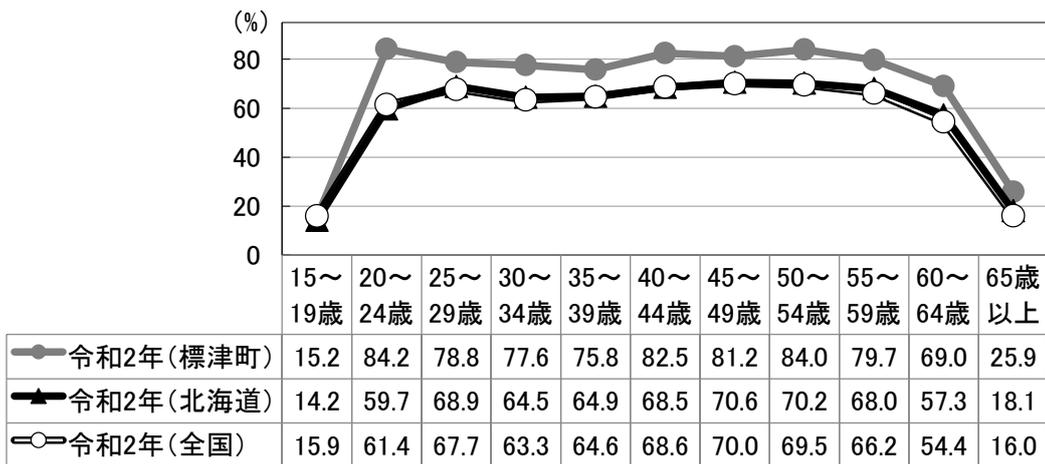
本町における令和2年の女性の就業率は、平成22年と比べ、25～29歳及び50歳以上の年齢層において、大きく上昇しています。

令和2年について、北海道や全国と比べると、高い状況となっています。

■ 標津町における女性の年齢階層別就業率（平成22年と令和2年との比較）



■ 女性の年齢階層別就業率（北海道と全国との比較）



資料：国勢調査

### 3 子育て環境の状況

#### (1) 認定こども園の状況

本町には、町立の認定こども園として標津認定こども園、川北認定こども園があります。

少子化にともない、全体的な入園者数は緩やかな減少が続いていますが、人口に対する入園率は高く、令和6年4月時点で3～5歳児（1号認定・2号認定）は全員、0～2歳児は全体の半数程度の子どもが入所しています。近年は、0～2歳児のニーズが徐々に高くなってきています。

■常設保育所・認定こども園の入所数等の推移（各年度4月1日現在）（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定(3～5歳児)	30	30	28	29	24
2号認定(3～5歳児)	105	106	105	95	86
3号認定(0～2歳児)	52	48	46	45	39
0歳児	4	2	4	7	5
1歳児	23	23	16	20	11
2歳児	26	23	26	18	23
待機児童数	0	0	0	0	0
保育士数(うちパート)	29(5)	31(7)	31(9)	34(10)	35(11)

■年齢別人口に対する入園率（各年度4月1日現在）（単位：％）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定(3～5歳児)	22.4	22.1	21.2	23.4	21.8
2号認定(3～5歳児)	78.4	77.9	79.5	76.6	78.2
3号認定(0～2歳児)	43.0	43.2	45.1	51.7	46.4

■各種保育サービスの実施状況

施設名	定員	実施保育サービス	
		開所時間	対象児童
標津認定こども園	186人	<b>【1号認定】</b> ・通常 月～金 8:30～13:30 ・預かり保育 月～金 13:30～16:00	満6か月～5歳児
川北認定こども園		<b>【2・3号認定】</b> ・月～金 7:30～18:30 ・土曜日 7:30～17:45 （土曜日は希望保育）	

## (2) 児童生徒の状況

令和6年度現在、本町には、小学校2校、中学校2校、高校が1校あります。

## ■学校数、児童生徒数等の推移

(単位：校、学級、人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	学 校 数	2	2	2	2	2
	学 級 数	12	12	12	12	12
	特別支援学級数	9	9	10	10	12
	児 童 数	255	260	254	263	255
	教 員 数	37	37	38	38	39
中学校	学 校 数	2	2	2	2	2
	学 級 数	6	6	6	6	6
	特別支援学級数	3	4	4	4	6
	生 徒 数	126	115	118	120	130
	教 員 数	28	28	29	29	31
高校	学 校 数	1	1	1	1	1
	学 級 数	5	4	3	3	3
	生 徒 数	125	103	85	72	55
	教 員 数	17	16	13	13	12

教員数：本務者

特別支援学級：小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級。学校教育法の第81条に規定があり、これに基づいた学級のため、81条学級ということもある。

### (3) 子育て支援サービス

#### 1) 放課後児童クラブ

保護者が仕事などのために、放課後家庭にいない小学校低学年の児童を預かり、適切な遊びと生活の場を与える事業です。

本町では、小学6年生までを対象に現在2か所で実施しています。

利用状況は、次の表のとおりです。

#### ■放課後児童クラブの実施場所等 (令和6年4月1日現在)

開設場所	標津町キラリ児童館	川北児童館
利用対象者	小学校1年～6年生	小学校1年～6年生
開設時間	平日 13:00～18:00 土曜・長期休業日 8:30～18:00	

#### ■放課後児童クラブ(キラリ児童館)の状況 (各年4月1日現在) (単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	15	21	17	27	25
2年生	16	15	18	15	27
3年生	13	16	15	9	14
4年生	5	9	13	10	10
5年生	3	4	5	4	5
6年生	1	2	1	3	3
計	53	67	69	68	84

#### ■放課後児童クラブ(川北児童館)の状況 (各年4月1日現在) (単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	12	12	17	11	10
2年生	14	13	12	17	12
3年生	9	15	13	11	18
4年生	8	11	14	16	8
5年生	17	9	8	14	14
6年生	10	15	8	6	10
計	70	75	72	75	72

## 2) 児童館の状況

本町には、2か所に児童館があります。

キラリ児童館・川北児童館の利用件数は次の表のとおりです。

■キラリ児童館の状況（各年度末現在）（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童指導員数	4	4	4	4
年間延利用人数	7,549	5,839	5,253	7,670
月平均利用人数	629.1	486.6	437.8	639.2

■川北児童館の状況（各年度末現在）（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童指導員数	3	4	4	4
年間延利用人数	7,990	7,393	8,466	7,801
月平均利用人数	665.8	616.1	705.5	650.1

## 3) 親子交流館・親子ふれあいひろば

「親子交流館（おひさま）」、「親子ふれあいひろば（ぽっぷこーん）」を拠点に、子育ての相談、子育て中の親の交流の場、情報提供、遊び教室の実施などを行っています。

親子交流館・親子ふれあいひろばの利用件数は次の表のとおりです。

■子育て支援センターの状況（各年度末現在）（単位：回、人、世帯）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
おひさま	実施回数	128	103	139	139
	利用延べ人数	1,084	1,221	1,591	1,244
	利用世帯数	950	1,032	1,093	939
ぽっぷこーん	実施回数	212	183	232	233
	利用延べ人数	2,379	1,458	1,664	1,228
	利用世帯数	29	36	33	23

■子育て支援センター相談件数（各年度末現在）（単位：件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家族	0	0	0	0
健康	0	0	0	0
その他	0	0	0	0

#### 4) 障がい児サービス実施状況

障害者自立支援法に基づき提供されていた児童デイサービスは、平成24年度から児童福祉法に基づき、児童発達支援と放課後等デイサービスが提供されています。

■障がい児サービスの状況 (単位：人、日)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	支給決定実人数	21	19	19	20
	延利用日数	779	596	512	676
放課後等デイサービス	支給決定実人数	9	13	8	8
	延利用日数	57	66	153	270

#### 5) 青少年団体等の状況

青少年団体等の状況は、次の表のとおりです。

■青少年団体等の状況 (単位：団体、人)

区 分	各 種 団 体					
	子ども会		スポーツ少年団		PTA	
	団体数	会員数	団体数	団員数	団体数	会員数
令和2年度	3	73	14	197	4	365
令和3年度	3	75	14	164	4	347
令和4年度	3	75	13	158	4	361
令和5年度	3	64	13	158	4	363

#### 6) 民生委員児童委員の活動状況

民生委員児童委員の活動状況は、次の表のとおりです。

■児童委員等の活動状況 (単位：人、件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員児童委員数	19	19	19	19
主任児童委員数	2	2	2	2
相談指導件数(児童に係わるもの)	17	11	7	14

## 7) 公園等の遊び場の整備状況

公園等の遊び場の整備状況は次の表のとおりです。

## ■公園等の遊び場の整備状況

公園名	所在地	遊具	ベンチ	水のみ場	トイレ
サーモンパーク	弥栄町	○	○	○	○
桜づつみ公園	弥栄町	×	○	×	×
しべつ「海の公園」	本町・鳩ヶ丘町	×	○	○	○
図書館前児童公園	緑町	○	○	×	×
緑町児童公園	緑町	○	○	×	×
若草町なかよし公園	若草町	○	○	×	×
望ヶ丘森林公園	望ヶ丘町	○	○	○	○
弥栄町児童公園	弥栄町	○	○	×	×
曙町児童公園	曙町	○	○	×	×
新川上町公園	新川上町	×	×	×	×
農林公園（球場前芝生）	鳩ヶ丘町	×	○	○	○
川北農村公園（自然公園）	桜ヶ丘町	○	○	○	○
川北寿わんぱく公園	寿町	○	○	×	×
川北共栄旭わんぱく公園	共栄旭町	○	○	×	×
住吉町児童公園	住吉町	○	○	×	×
伊茶仁児童公園	伊茶仁	○	○	×	×

8) 子どもと親のための社会資源・地域組織活動

■子どもと親のための社会資源・地域組織活動等-1

施設及び団体等		活動内容	担 当
施設	認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常保育サービス</li> <li>・ 特別保育サービス</li> <li>・ 一時保育サービス（一時預かり）</li> </ul>	認定こども園
	標津町児童発達支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後等デイサービス事業</li> <li>・ 発達支援事業</li> </ul>	標津町児童発達支援事業所
	親子交流館 親子ふれあいひろば	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊びのひろば</li> <li>・ 育児ではがき</li> <li>・ 育児相談</li> <li>・ 園開放</li> <li>・ サークル支援</li> <li>・ 情報の提供</li> <li>・ 親同士の情報交換の場</li> </ul>	子育て支援センター 川北生涯学習センター
	図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お話会（絵本読み聞かせ）</li> <li>・ 標津町版ブックスタート （3～4か月児親対象）</li> </ul>	図書館
	児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの遊び場</li> <li>・ 放課後児童クラブ</li> <li>・ 子育て相談事業</li> </ul>	児童館
	生涯学習センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通学合宿</li> <li>・ 体験教室（サイエンスフェア等）</li> <li>・ 夏休みラジオ体操</li> <li>・ 「親子ふれあいひろば」の開設 ほか</li> </ul>	生涯学習センター
	総合体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種大会、スポーツ講習会・教室の開催</li> <li>・ ふれあいスポーツデー</li> <li>・ オホーツクマラソン大会 ほか</li> </ul>	総合体育館
	保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談事業</li> <li>・ 予防接種事業</li> <li>・ 健診事業</li> <li>・ 訪問事業 ほか</li> </ul>	保健福祉センター

■子どもと親のための社会資源・地域組織活動等-2

施設及び団体等		活動内容	担 当
人材	民生委員児童委員 (主任児童委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもをめぐる様々な問題についての相談活動</li> <li>行政機関とのパイプ役</li> <li>地域のネットワークづくり</li> </ul>	保健福祉センター
	スポーツ推進委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ全体のコーディネーター</li> <li>スポーツ行事の企画・運営</li> <li>スポーツ指導</li> </ul>	総合体育館
団体	町内会	<ul style="list-style-type: none"> <li>神社祭への参加</li> <li>子ども会の活動 (キャンプ、遠足、ごみ拾いほか)</li> </ul>	町内会
	健全な青少年を育てる標津町民の会	<ul style="list-style-type: none"> <li>あいさつ運動の推進</li> </ul>	生涯学習センター
	町スポーツ協会 スポーツ少年団	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ協会 (19 団体)</li> <li>スポーツ指導 (28 団体)</li> <li>スポーツ少年団 (14 団体)</li> </ul>	総合体育館
	標津スポーツクラブすぽっと	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ体験教室</li> <li>こども軽スポーツまつり</li> <li>ごみ拾いサイクリング</li> <li>金山スキー場祭り</li> </ul>	総合体育館 ほか
	水泳協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども水泳指導</li> </ul>	総合体育館
	スケート協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもスケート指導</li> </ul>	総合体育館
	さわやか体操会	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラジオ体操指導</li> </ul>	総合体育館
	老人クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>世代間交流</li> <li>伝承活動(そばづくり)</li> </ul>	保健福祉センター
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア教育の推進</li> <li>高校ボランティア部の育成支援</li> </ul>	保健福祉センター
その他	巡回児童相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所から遠距離にあるなど相談所を利用することが困難な地域の児童に係る諸般の相談について、市町村を巡回して助言や指導を行うとともに、児童福祉について関係機関との連絡調整を行い、児童の健全育成を図る</li> </ul>	保健福祉センター

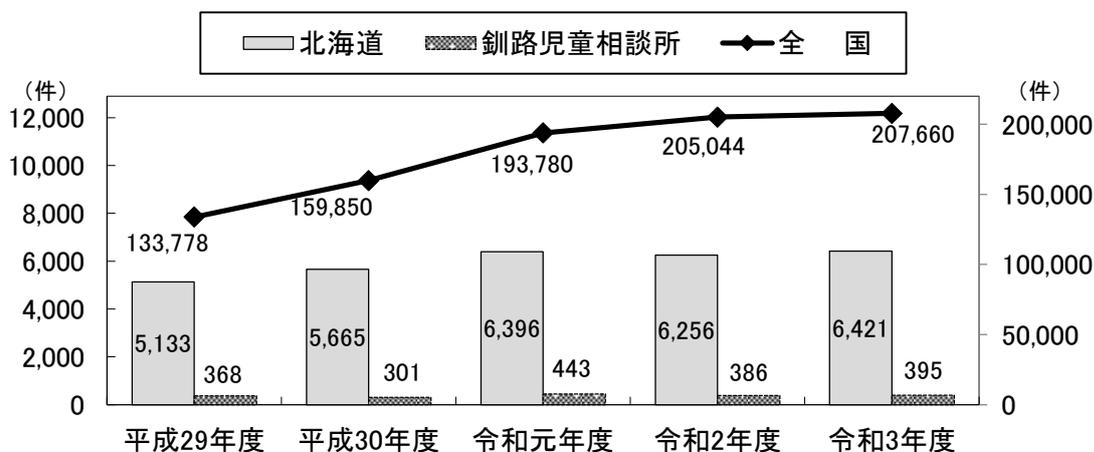
## (4) 子ども・子育てをめぐる問題の動向

### 1) 児童虐待相談対応件数

全国的に児童虐待の相談件数は増加傾向にあります。

釧路児童相談所における対応件数は、次の表のとおりです。

■参考■ 児童虐待相談取り扱い件数



(単位：件)

区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
全国	133,778	159,850	193,780	205,044	207,660
北海道	5,133	5,665	6,396	6,256	6,421
釧路児童相談所	368	301	443	386	395

資料：北海道釧路総合振興局保健環境部児童相談室（北海道釧路児童相談所）

■参考■ 相談内容別対応件数（釧路児童相談所対応）

(単位：件)

区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
身体的	33	41	87	70	83
性的	5	6	2	5	4
ネグレクト	92	59	97	63	93
心理的	238	195	257	248	215
計	368	301	443	386	395

資料：北海道釧路総合振興局保健環境部児童相談室（北海道釧路児童相談所）

児童虐待とは、親又は親に代わる保護者等による以下の行為

1. 身体的虐待：生命・健康に危険のある身体的な暴行
2. 保護の怠慢（ネグレクト）：保護者の怠慢や拒否により健康的状態や安全を損なう行為
3. 性的虐待：性交、性的暴行、性的行為の強要
4. 心理的虐待：暴言や差別などの心理的外傷を与える行為

## 2) いじめ・不登校・少年非行等の状況

根室教育局では、いじめや不登校などの問題行動の状況を把握し、長期的・短期的な対策を的確に構じるために、教育局内に「根室管内いじめ・不登校等対策推進本部」を設置し、関係機関・団体、教育委員会などと連携を深め、問題の解決に努めています。また、いじめの問題に悩む子どもたちや保護者からの電話による相談を受けています。

本町のいじめ、不登校等の件数は、次の表のとおりです。

## ■いじめ・不登校等の件数

(単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いじめ件数	3	57	102	114
不登校件数	7	5	3	3
少年非行件数	0	0	0	0

※上記件数は実人数。

資料：教育委員会

## (5) 保健事業

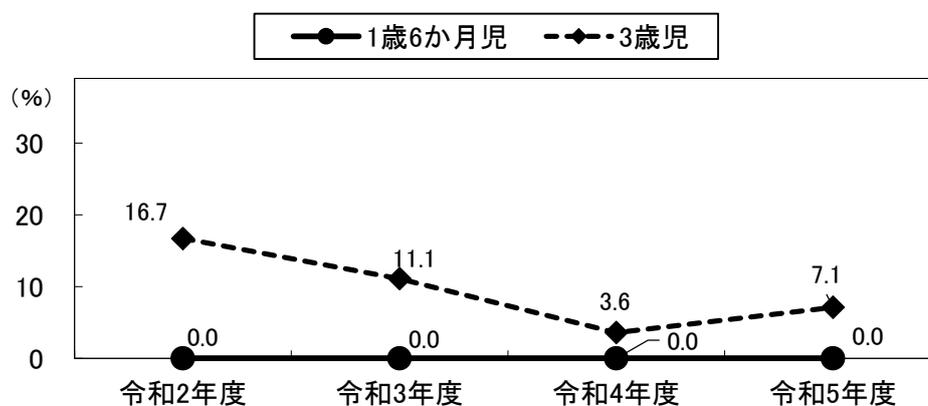
### 1) 健康診査の受診状況

■健康診査の受診状況

(単位:人、%)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3~4か月児 健診	対象者数	36	30	33	19
	受診者数	32	29	33	18
	受診率	88.9	96.7	100.0	94.7
1歳6か月児 健診	対象者数	39	31	35	37
	受診者数	37	30	34	36
	受診率	94.9	96.8	97.1	97.3
3歳児健診	対象者数	49	27	56	28
	受診者数	48	27	56	28
	受診率	98.0	100.0	100.0	100.0

■乳幼児歯科健診のう歯罹患率



(単位:人、%)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1歳6か月児	受診者数	37	30	35	36
	う歯あり	0	0	0	0
	罹患率	0.0	0.0	0.0	0.0
3歳児	受診者数	48	27	56	28
	う歯あり	8	3	2	2
	罹患率	16.7	11.1	3.6	7.1

## 2) 母子健康相談等の状況

## ■訪問相談等の実施状況

(単位：件、人)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
母子健康手帳交付	交付件数	33	28	23	24
妊婦健康診査	利用者数	366	329	298	233
妊産婦訪問指導	訪問件数	38	48	36	33
乳幼児訪問指導	訪問件数	55	70	59	46

## ■相談・指導等の実施状況

(単位：回、人)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ママパパスクール (妊娠期の両親教室)	開催回数	3	未実施※		
	延参加人数	3			
妊婦保健指導	延参加人数	33	50	50	41
乳幼児健康相談	開催回数	12	12	12	12
	延参加人数	151	145	129	115
離乳食教室	開催回数	4	6	2	6
	延参加人数	14	19	7	10

※令和3年度より、全妊婦に対し妊婦期間中2回の『妊婦の個別保健指導』を実施することとした。

## 3) 乳幼児医療等の状況

## ■乳幼児医療費支給状況

(単位：件、円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受給者証交付件数	288	268	229	224
医療費支給件数	3,029	3,102	3,079	3,445
支給額(千円)	3,789	3,414	3,150	4,133
1件当たり平均額	1,251	1,101	1,023	1,200

※通院件数は、歯科・調剤を含む。

## 第3章 基本理念・視点・目標

基本理念・視点・目標については第1期計画を、引き継ぐものとします。

### 1 基本理念

急速な少子化の中で、明日を担う子どもたちが心豊かで健やかに育つことは、将来の社会発展に欠くことのできないものであり、地域全体で支えていくことが求められています。

本町は「小さくても美しく楽しい活力のある町・標津町」の理想郷を実現するために、優れた特性である豊かな自然環境などの社会資源を有効に活用しながら、「誰もが住んで良かった」と言える誇りのもてる個性豊かなまちづくりを進めています。

また、「町民の笑顔輝く政策パッケージ」の下に、結婚・子育ての政策を展開し、子育て家庭への支援に努めています。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。生まれてくる子どもたちが家族や地域に心から祝福され、子育てを通じて喜びに満ちた生活を送ることができる地域社会を築くため、「標津町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を次のとおり定めます。

#### 基本理念

豊かな海・山・川の大自然の中で  
のびのびと「子ども・家庭・地域」が育つ町

## 2 基本的な視点

---

### (1) 子どもの視点（子どもの成長や発達を支援する基盤づくり）

---

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であり、子育て支援策の推進については、子どもの幸せを第一に考え、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

また、子どもは次代の親になるという認識の下、子どもの健全育成のための基盤づくりを進めていきます。

### (2) 保護者の視点（子どもを生み育てることに喜びを感じる環境づくり）

---

保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安・孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることをできるよう支援していきます。

### (3) 地域の視点（子どもと保護者を地域全体で支援する体制づくり）

---

子どもが育つということは、身体や運動的な側面をはじめ、知的側面、情操や道徳的側面あるいは対人的側面など多岐にわたります。このような多岐な側面が育つ過程において、親以外の多くの大人が関わる必要があります。子どもや親がいろいろな人から見守られている安心感や信頼感がもてるよう、川や海などの自然の豊かさや温かい人間関係などのわが町の資源を生かし、地域全体で支援していく体制づくりを進めていきます。

## 3 基本目標

---

### (1) 地域における子育て支援

---

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう支援を行うため、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て支援ネットワークの形成など、地域資源等を活用した取組を推進します。

### (2) 母親と子どもの健康の確保及び増進

---

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、子どもを安心して生み、ゆとりを持って育てるための基盤となるものです。妊娠早期からの健康管理・保健指導により、妊娠・出産・子育てが安全で安心してできるような取組を推進します。

### (3) 子どもの教育環境の整備

---

次代の担い手である子どもが、活気あふれた学校生活をおくり、社会の中で主体的に生きていくことができるよう、個性豊かに生きる力を伸ばしていくことが必要です。

このため、学校・家庭・地域の教育力を向上させるため、支援の充実などの取組を推進するとともに、子どもを生み育てることに喜びを実感できる教育環境の整備を推進します。

### (4) 子育てを支援する生活環境の整備

---

地域で育つ子どもが安心して快適に暮らすことができるよう、子どもや子育て家庭に配慮した居住環境の充実に努めます。

また、核家族化などによる地域における人間関係の希薄化や情報社会の進行など、子どもを取り巻く環境は大きく変わっています。子どもが災害や事故・犯罪などに巻き込まれることを防ぐため、関係機関と連携した活動を推進します。

## (5) 職業生活と家庭生活の両立の推進

---

仕事と子育てを両立させるためには、働き方の見直しや意識改革が必要です。国・道・関係団体等と連携を図りながら、仕事と生活の調和の実現のため、仕事と子育ての両立を支援する法律や制度などの広報・啓発活動や相談体制の充実に努めます。

## (6) 支援を必要とする児童への取組の推進

---

児童虐待防止対策の充実、母子家庭等ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実等を通じ、支援を必要とする児童に対して、地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

## (7) 出産や子育てへの経済的な支援

---

標津町人口ビジョン及び総合戦略に基づいて経済的支援を行うことにより出生数を確保します。

# 第4章 子ども・子育て支援事業計画

## 1 制度の全体像

### 【子ども・子育て関連3法の成立に伴う制度の創設】

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し、公布されました。これにより、各自治体において、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めていくこととなりました。

#### 子ども・子育て関連3法

##### ◇子ども・子育て支援法

##### ◇認定こども園法の一部改正法

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律)

##### ◇子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

### 【制度の目的】

子育てをめぐる様々な課題を解決し、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、次の3つの目的を掲げています。

#### 子ども・子育て支援制度の目的

◇質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

◇保育の量的拡大・確保

◇地域の子ども・子育て支援の充実

### 【制度の改正】

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、令和4年6月には「改正児童福祉法」が成立し、児童等に対する家庭及び養育環境の支援強化や児童の権利擁護が図られた児童福祉施策を推進していくこととなりました。

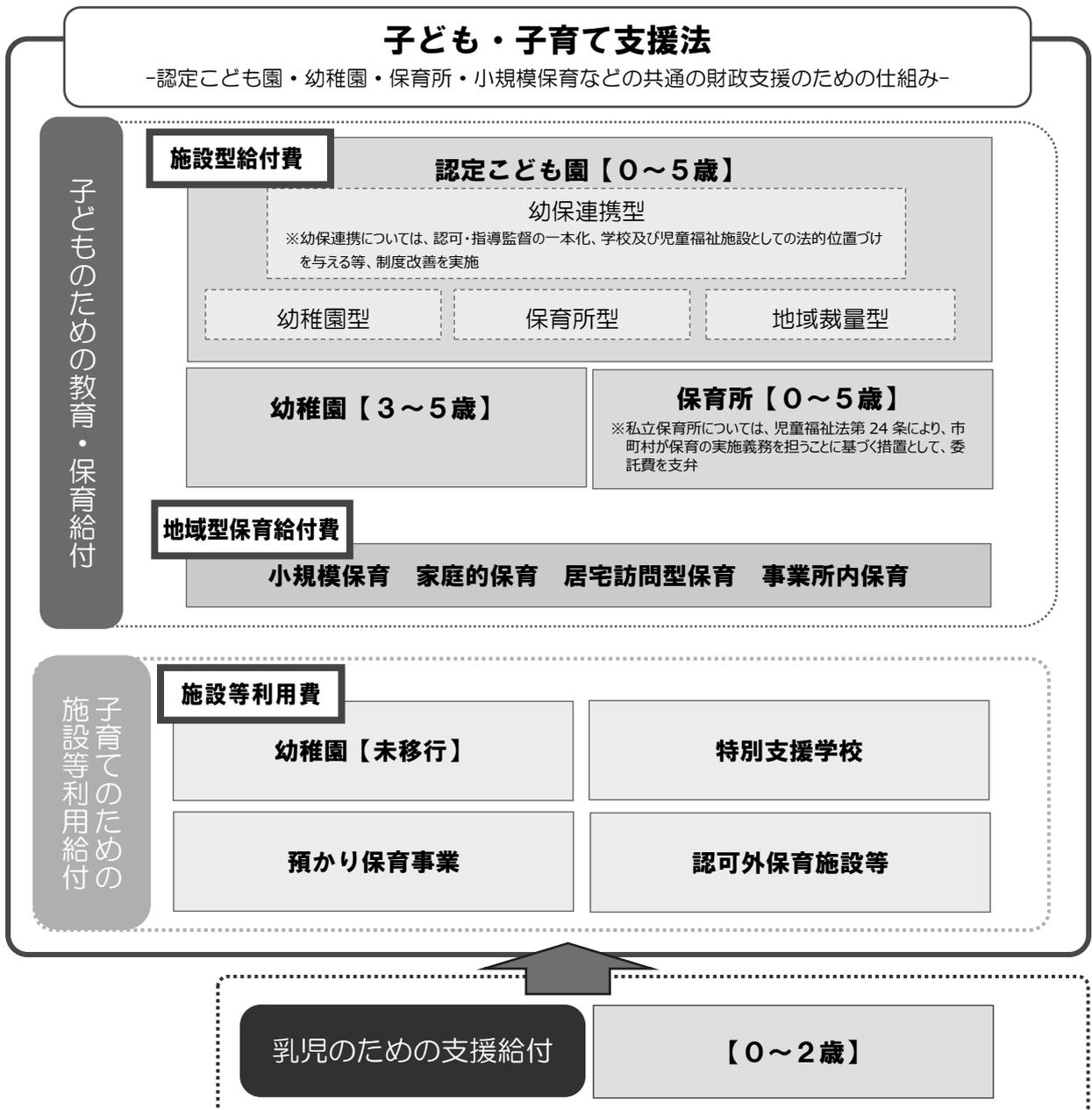
## 2 制度の体系

幼稚園、保育所、認定こども園などの「教育・保育施設」とし、共通の制度により財政支援（教育・保育給付）が行われます。「教育・保育給付」は、都道府県認可の「施設型給付」と市町村認可の「地域型保育給付」があります。また、認可外保育施設等の利用者を対象とした「子育てのための施設等利用給付」があります。いずれの給付についても確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から教育・保育施設に直接支払う仕組み（法定代理受領）です。

令和8年度からは、新たに「乳児等のための支援給付」が創設され、満3歳未満の子ども（保育の必要性のある子どもを除く）も制度の対象とする方向性が示されています。

### (1) 子どものための教育・保育等給付

#### ■子どものための教育・保育等給付等の類型



## 1) 施設型給付

「施設型給付」の対象となる幼稚園、認可保育所、認定こども園は、市町村による確認を受け、「特定教育・保育施設」となり、市町村が事業者に対して施設型給付費を支給します。

また、私立の幼稚園は、従来の私学助成及び「施設等利用給付」による制度か、「特定教育・保育施設」になるかを法人が選択します。

### ■施設型給付の内容

施設	対象年齢	特徴
幼稚園	3～5歳	<p><b>小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校</b></p> <p>利用時間：昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施 利用できる保護者：制限なし</p>
認定こども園	0～5歳	<p><b>教育と保育を一体的に行う施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です（平成18年に導入）。</li> <li>● 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行がしやすくなりました。</li> </ul> <p><b>【3つのポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者の働いている状況に関わりなく、3～5歳のどのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。</li> <li>● 保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。</li> <li>● 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。</li> </ul> <p>※0～2歳のお子さんが通園する場合は、保育の必要性の認定を受けることが必要です。</p>
保育所	0～5歳	<p><b>就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設</b></p> <p>利用時間：夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施 利用できる保護者：共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者</p>

資料：子ども・子育て支援制度「なるほどBOOK」 内閣府・文部科学省・厚生労働省

## 2) 地域型保育給付

施設（原則20人以上）より少人数の単位で、「0～2歳児」の子どもを預かる事業です。

「地域型保育給付」の対象は、「小規模保育」（利用定員6人以上19人以下）、「家庭的保育」（利用定員5人以下）、「居宅訪問型保育」（子どもの居宅で保育）、「事業所内保育」（従業員の子どもと地域の保育を必要とする子どもに保育を提供）の4類型で、市町村が条例に基づき事業所を認可し、「施設型給付」と同様に、保育の必要性の認定を受けた子どもに保育を提供します。

### 地域型保育の類型

#### 小規模保育

- 少人数（定員6～19人）を対象に、保育を行います。
- 事業主体：市町村、民間事業者等

#### 家庭的保育（保育ママ）

- 少人数（定員5人以下）を対象に、家庭的な雰囲気のもとで、保育を行います。
- 事業主体：市町村、民間事業者等

#### 事業所内保育

- 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
- 事業主体：事業主等

#### 居宅訪問型保育

- 障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。
- 事業主体：市町村、民間事業者等

## 3) 施設等利用費

「施設型給付」と「地域型保育給付」の対象外である、新制度に未移行の幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設等について、保育の必要性の認定を受けた子どもが利用する場合は、「施設等利用費」を支給します。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、創設されました。

## 4) 乳児等のための支援給付

「子どものための教育・保育給付」及び「子育てのための施設等利用給付」の対象外である、0～2歳児を対象に、令和8年度から新たに創設される給付制度です。

月の一定時間を上限として、こども園などを利用することができる乳児等通園支援事業の利用者が支給対象となる予定です。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

---

「教育・保育給付」とともに、地域における子ども・子育て支援に関する様々なニーズに対応することができるよう、延長保育や病児保育、一時預かり、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健診などの事業を市町村の実施する「地域子ども・子育て支援事業」と位置付け、国が財政支援を行います。

### 地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた事業

- ① 利用者支援事業
- ② 延長保育事業（時間外保育事業）
- ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑤ 放課後児童健全育成事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧ 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑨ 地域子育て支援拠点事業
- ⑩ 一時預かり事業
- ⑪ 病児保育事業
- ⑫ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑬ 妊婦健康診査
- ⑭ 産後ケア事業

### (3) 保育の必要性の認定について

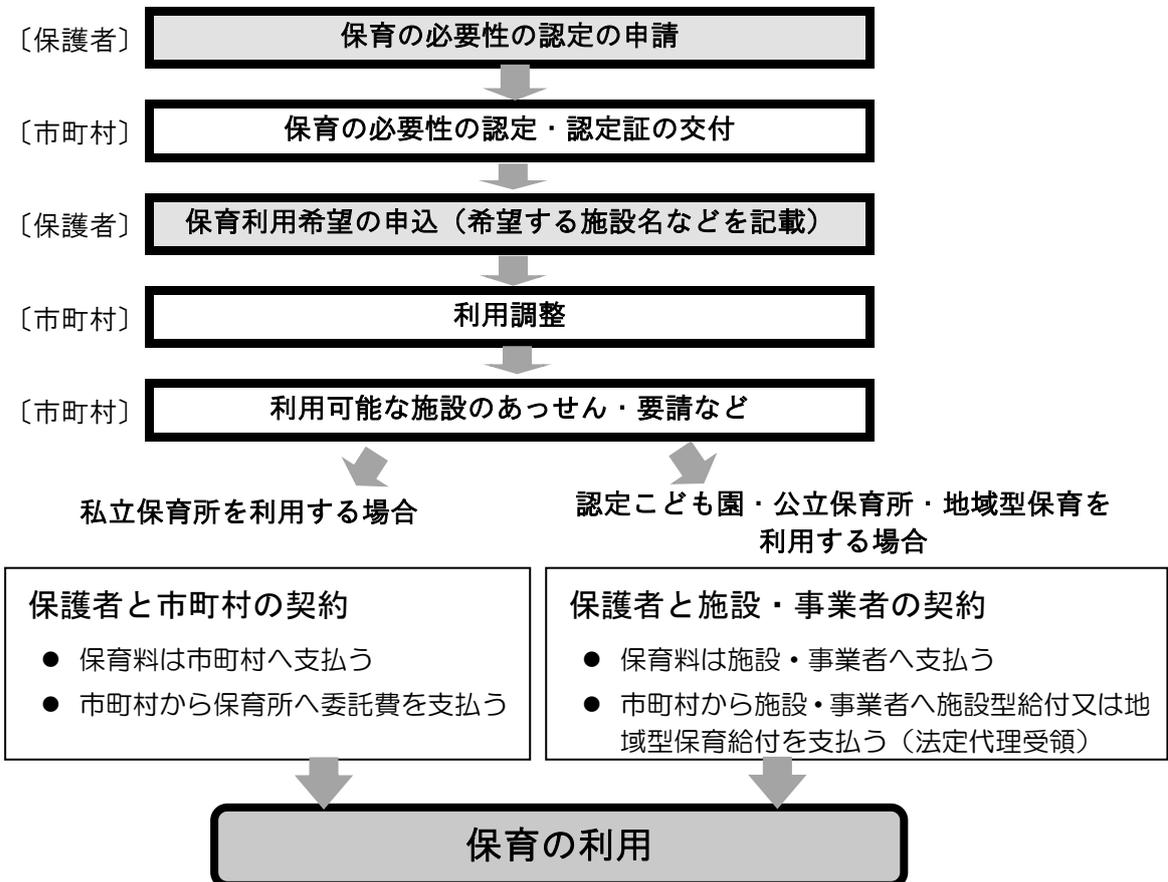
「保育に欠ける（保護者が子どもを保育することができず、同居している親族も保育できないような状態）」ことが保育所に入れる条件でしたが、新制度では、保育に欠ける欠けないにかかわらず、幼児期の学校教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、客観的な基準のもとに保育の必要性の有無や必要量を認定することになりました。

幼児期の学校教育・保育を受けることを希望する保護者は、市町村に申請して「保育の必要性の認定（支給認定）」を受け、市町村は認定結果に応じた「認定証」を発行します。認定された保育の必要性の有無や保育の必要量に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園などの中から、保護者がそれぞれのニーズに合った施設や事業を選択し、市町村は必要に応じた相談、調整などを行います。

#### 【認定区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する子ども	保育所 認定こども園 地域型保育

#### 新制度における保育を必要とする場合の利用手順



### 3 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、教育・保育提供区域を設定します。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定めることとされていますが、本町では各事業の実施状況も踏まえ、全町1区域と設定します。

### 4 教育・保育の量の見込みと提供体制

#### (1) 推計人口

本町の令和6年4月1日の小学生以下の子どもの人口は449人（就学前児童194人、小学生255人）となっています。

推計人口からは、令和6年に449人（就学前児童194人、小学生255人）だったものが、令和11年には372人（就学前児童159人、小学生213人）に減少することが見込まれます。

(単位：人)

年齢	実績	推				計	
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
0歳	24	26	26	24	24	24	
1歳	25	26	28	28	26	26	
2歳	35	24	25	27	27	25	
3歳	31	37	26	26	29	29	
4歳	39	31	38	26	26	29	
5歳	40	39	31	38	26	26	
小計	194	183	174	169	158	159	
6歳	43	39	37	30	37	25	
7歳	45	43	39	37	30	37	
8歳	44	46	44	40	38	31	
9歳	38	43	45	43	40	37	
10歳	44	38	43	45	43	40	
11歳	41	44	38	43	45	43	
小計	255	253	246	238	233	213	
合計	449	436	420	407	391	372	

※ コーホート変化率法により、令和2～6年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとに推計。

## (2) 幼児期の教育と保育

### 1) 1号認定（3歳以上保育の必要なし）

1号認定（3歳以上保育の必要なし）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園）による確保方策等を次のとおり設定します。

（単位：人）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	22	19	18	17	17
確保方策	60	60	60	60	60
特定教育・保育施設	60	60	60	60	60
認可外保育施設	0	0	0	0	0

### 2) 2号認定（3歳以上保育の必要あり）

2号認定（3歳以上保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園）による確保方策等を次のとおり設定します。

（単位：人）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	77 <del>5</del>	76	72	64	67
確保方策	75	75	75	75	75
特定教育・保育施設	75	75	75	75	75
認可外保育施設	0	0	0	0	0

#### 確保方策

本町には、幼保連携型認定こども園として、標津こども園、川北こども園の2園があり、1号定員は60人、2号定員は75人となっています。

保育教諭等を確保する等、受け入れ体制を整備し、全ての希望者が入園できるよう調整に努めます。

#### 量の見込みと確保方策の単位について

国から提示された量の見込み算出等のための手引き等を踏まえて表記しており、次のようなものがあります。

- サービス等の利用実人数（単位：人）
- サービス等を提供する施設等の箇所数（単位：箇所）
- サービス等の延べ利用人数（利用人数×利用日数・回数）（単位：人回）（単位：人日）

### 3) 3号認定（3歳未満保育の必要あり）

3号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園）による確保方策等を次のとおり設定します。

#### 【0歳児】

（単位：人）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7	7	7	7	7
確保方策	9	9	9	9	9
特定教育・保育施設	9	9	9	9	9
地域型保育事業	0	0	0	0	0

#### 【1歳児】

（単位：人）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15	16	16	15	15
確保方策	18	18	18	18	18
特定教育・保育施設	18	18	18	18	18
地域型保育事業	0	0	0	0	0

#### 【2歳児】

（単位：人）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	16	17	18	18	17
確保方策	24	24	24	24	24
特定教育・保育施設	24	24	24	24	24
地域型保育事業	0	0	0	0	0

#### 確保方策

本町には、幼保連携型認定こども園として、標津こども園、川北こども園の2園があり、3号定員は、0歳児9人、1歳児18人、2歳児が24人となっていますが、保育教諭等を確保する等、受け入れ体制を整備し、全ての希望者が入園できるよう調整に努めます。

### (3) 地域子ども・子育て支援事業

#### 1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

(単位：箇所)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	箇所数	1	1	1	1	1	
確保方策	利用者支援事業	基本型・特定型	0	0	0	0	0
		こども家庭センター型 (類似事業)	1	1	1	1	1
		妊婦等包括相談支援事業型	0	0	0	0	0

#### 確保方策

子育て世代包括支援事業を実施しています。こども家庭センターへの移行に向けた検討を進めていきます。

#### 2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

##### ① 実績

令和5年度	年間延べ人数(人回)	施設数(箇所)
	2,472	2

##### ② 量の見込み

(単位：人回、箇所)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	年間延べ回数	2,149	2,233	2,233	2,177	2,120
確保方策	箇所数	2	2	2	2	2

#### 確保方策

標津地区は「親子交流館(おひさま)」、川北地区は「親子ふれあいひろば(ぽっぴーこーん)」において対応していきます。

### 3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

① 実績：令和5年度年間延べ回数（233人回）

② 量の見込み

（単位：人回）

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	年間延べ回数	364	336	336	336	336

#### 確保方策

保健福祉センターにおいて、医療機関等で使用できる受診票を発行します。

### 4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

① 実績：令和5年度実人数（46人）

② 量の見込み

（単位：人）

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実人数	26	26	24	24	24
事業実施予定		実施	実施	実施	実施	実施

#### 確保方策

保健福祉センターにおいて対応にあたります。（保健師による訪問）

5) 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

① 実績：令和5年度年実人数（25人）

② 量の見込み

（単位：人）

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	訪問実人数	33	31	30	28	29
事業実施予定		実施	実施	実施	実施	実施

- ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）  
 要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
- ・ 子育て世帯訪問支援事業  
 要支援児童、支援を要するヤングケアラー、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業
- ・ 児童育成支援拠点事業  
 虐待リスクが高い、不登校等の養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業
- ・ 親子関係形成支援事業  
 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、ペアレントトレーニング（講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ）等の支援を行う事業

**確保方策**

本町では、「要保護児童対策地域協議会」を組織し、児童相談所・福祉事務所・障がい者総合相談支援センター・民生委員・主任児童委員・教育委員会・町で連携を取り、要支援児童・要保護児童の早期発見・対応を行います。

児童福祉法改正により新設された、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」については、支援が必要な児童・家庭の把握に努め、必要に応じて提供体制の整備を検討します。

## 6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

### ① 実績

令和5年度	年間延べ人数(人日)	施設数(箇所)
	0	0

### ② 量の見込み

(単位：人日、箇所)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	年間延べ利用人数	0	0	0	0	0
確保方策	年間延べ利用人数	0	0	0	0	0
	施設数	0	0	0	0	0

#### 確保方策

本町には児童養護施設等がなく、子育て短期支援事業は実施の予定はありません。

## 7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

### ① 実績：実績はありません。

### ② 量の見込み

(単位：人日)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	年間延べ利用人数	0	0	0	0	0
確保方策	年間延べ利用人数	0	0	0	0	0

#### 確保方策

保護者のニーズを把握し、検討を進めていきます。

8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業

① 実績 [こども園における1号認定を対象とした一時預かり (幼稚園型)]

令和5年度	年間延べ人数(人日)	施設数(箇所)
	15	2

② 量の見込み

(単位：人日、箇所)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	年間延べ利用数	11	10	10	9	9
確保方策	年間延べ人数	11	10	10	9	9
	施設数	2	2	2	2	2

① 実績 [こども園における在園児を対象とした一時預かり以外 (未就園児対象)]

令和5年度	年間延べ人数(人日)	施設数(箇所)
	221	2

② 量の見込み

(単位：人日、箇所)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	年間延べ利用数	193	201	201	196	191
確保方策	年間延べ人数	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	施設数	2	2	2	2	2

**確保方策**

引き続き、認定こども園で対応していきます。

### 9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

① 実績：実績はありません

② 量の見込み

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

#### 確保方策

現在、月曜日から金曜日までは、7：30～18：00の開所時間です。  
今後も現在の開所時間で対応していきます。

### 10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

① 実績

令和5年度	年間延べ人数(人日)	施設数(箇所)
	0	0

② 量の見込み

(単位：人日、箇所)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	年間延べ利用者数	242	230	224	209	210
確保方策	年間延べ人数	0	0	0	0	0
	施設数(箇所)	0	0	0	0	0

#### 確保方策

一定のニーズが見込まれますが、本町の病院には小児科はなく、専用スペースもないことから実施は厳しいと考えられます。

11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

① 実績

令和6年4月時点	登録児童数(人)	施設数(箇所)
	156	2

② 量の見込み

(単位：人、箇所)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	32	31	25	31	21
	2年生	37	34	32	26	32
	3年生	35	33	30	29	23
	4年生	21	22	21	20	18
	5年生	14	16	17	16	15
	6年生	12	10	12	12	12
	計	151	146	137	134	121
確保方策	登録児童数	140	140	140	140	140
	施設数	2	2	2	2	2

**確保方策**

標津地区は「キラリ児童館」、川北地区は「川北児童館」で対応します。

## 12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

### 確保方策

本町において、事業の対象となる新制度に未移行の幼稚園等はありません。近隣の自治体や、新たに対象となる民間事業者の申し出があった場合に検討を行います。

## 13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

### 確保方策

本町において、新たな民間事業者の参入は困難な状況にあると考えます。民間事業者の申し出があった場合に検討を行います。

## (4) 第3期計画における新事業

児童福祉法、子ども・子育て支援法の改正より、法定事業の再編が予定されています。

子ども・子育て支援給付事業としては、新たに妊婦のための支援給付、乳児等のための支援給付が新設されます。また、地域子ども・子育て支援事業についても、これまで母子保健事業として取り組まれてきた産後ケア事業が当該事業に位置付けられるとともに、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業等が位置付けられる方向性が示されています。

本町では、産後ケア事業を実施していますが、それ以外の事業については、国から今後出されるガイドライン等を踏まえながら、実施に向けた確保策を検討していきます。

### 1) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業

① 実績：実績はありません

② 量の見込み

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	78	72	72	72	72
確保方策	78	72	72	72	72

#### 確保方策

妊婦等に向けた相談支援等は、健康推進担当（子育て世代包括支援事業）が窓口となっています。国から今後出されるガイドライン等を踏まえながら、提供体制の整備を検討します。

## 2) 産後ケア事業

産後に家族等から家事や育児等の支援を受けられない母親や育児不安の強い母親を対象に、安心して子育てができるように心身のケアや育児サポートを行う事業

### ① 実績

令和5年度	実人数(人)	延べ件数(人回)
	7人	18回 (ショートステイ型3件、日帰り総合型4件、母乳育児相談型11件)

### ② 量の見込み

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	22	22	20	20	20
確保方策	22	22	20	20	20

#### 確保方策

委託機関（4か所）、産後1年以内の方を対象に実施します。

## 3) 乳児等通園支援事業

保護者の就労状況等に関わらず満3歳未満の子ども（保育所等に入所しているものを除く。）が保育園・認定こども園等を月の一定の時間を上限として利用できる事業

### ① 実績：実績はありません

### ② 量の見込み

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳児	0	9	9	9	9
	1歳児	0	12	12	11	11
	2歳児	0	8	9	9	8
確保方策	0歳児	0	9	9	9	9
	1歳児	0	12	12	11	11
	2歳児	0	8	9	9	8

#### 確保方策

国から今後出されるガイドライン等を踏まえながら、提供体制の整備を検討します。

# 第5章 子ども・子育て支援の取組

## 1 施策の体系

<b>基本理念</b>	豊かな海・山・川の大自然の中で のびのびと 「子ども・家庭・地域」が育つ町		
<b>基本目標</b>			
	<b>主要な取組</b>	<b>事業名</b>	
	(1) 地域における子育て支援		
	1) 保育サービスの充実	1	保育環境整備推進事業
		2	一時保育事業の充実
		3	0・1歳児保育の充実
	2) 子育て支援サービスの充実	4	放課後児童健全育成事業
		5	地域子育て支援拠点事業
		6	開放事業「つどいの広場事業」
		7	こども園における子育て支援事業
	3) 子育て支援ネットワークづくり	8	要保護児童対策地域協議会
		9	子育て支援ネットワークの充実
		10	民生委員児童委員活動
		11	「子育て応援ガイドブック」の作成・配布
	4) 児童の健全育成	12	児童館運営事業
		13	子ども会の育成
		14	あいさつ運動
		15	子どもの居場所づくり
	(2) 母親と子どもの健康の確保及び増進		
	1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	16	母子健康手帳の交付及び妊婦健康診査事業等
		17	産婦健康診査事業
		18	新生児聴覚検査費助成事業
		19	産婦・新生児訪問指導
		20	1か月児健康診査
		21	乳幼児健康診査事業
		22	乳幼児の健康づくりに関する各種相談の実施
		23	乳幼児に対する歯科保健事業
	2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	24	乳幼児の肥満予防・改善
		25	性教育の実施
		26	「家庭教育講演会」の開催
		27	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施
		28	子どもの肥満予防・改善
		29	児童生徒に対する歯科保健事業
	3) 「食育」の推進	30	栄養士による食指導の実施
		31	学校栄養教諭による食指導の実施
	4) 小児医療の充実	32	予防対策事業

基本目標		
主要な取組	事業名	
(3) 子どもの教育環境の整備		
1) 次代の親の育成	33	基本的な生活習慣やモラルの育成
2) 学校の教育環境等の整備	34	ティーム・ティーチング、少人数指導の実施
	35	A L T の活用による英語教育の推進
	36	総合的な学習の時間等における外部講師の活用
	37	小中一貫教育の推進
	38	園小中高の連携
	39	道徳教育の充実
	40	生徒指導の充実
	41	生徒指導総合連携推進委員会の活動展開
	42	職業体験学習等の推進
	43	教育相談の充実
	3) 家庭や地域の教育力の向上	44
45		しべラボ
46		しべつまなびバ
(4) 子育てを支援する生活環境の整備		
1) 良質な居住環境の確保	47	町営住宅の入居
	48	児童遊園地
2) 防災意識の高揚	49	防災対策
	50	防災意識の高揚
3) 交通安全教育の推進	51	交通安全教室・交通安全街頭指導
	52	こぐまクラブの育成
4) 犯罪等の被害防止活動	53	町防犯協会の活動
	54	安全灯の支援・管理
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進		
1) 仕事と子育ての両立の推進	55	「道民家庭の日」の普及・促進
	56	育児休業制度の普及・促進
2) 仕事と子育てが両立しやすい環境の整備	1 (再掲)	保育環境整備推進事業
	3 (再掲)	0・1歳児保育の充実
	4 (再掲)	放課後児童健全育成事業
	9 (再掲)	子育て支援ネットワークの充実
(6) 支援を必要とする児童への取組の推進		
1) 児童虐待防止対策の充実	10 (再掲)	民生委員児童委員活動
	8 (再掲)	要保護児童対策地域協議会
2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	57	母子自立支援員等の周知
3) 障がい児施策の充実	58	標津町児童発達支援事業所「くれよんハウス」
	59	標津町教育支援委員会
	60	乳幼児の相談及び健診
(7) 出産や子育てへの経済的支援		
	61	あんしん出産支援事業
	62	標津町低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業
	63	産後ケア事業
	64	出産祝い金の給付
	65	認定こども園利用料の無償化
	66	18歳までの医療費助成

## 2 主要な取組

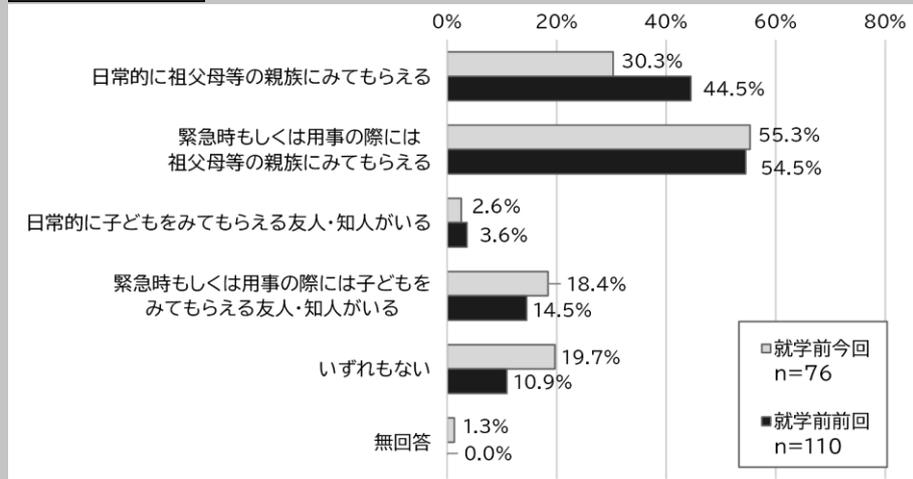
### (1) 地域における子育て支援

#### アンケート調査結果から

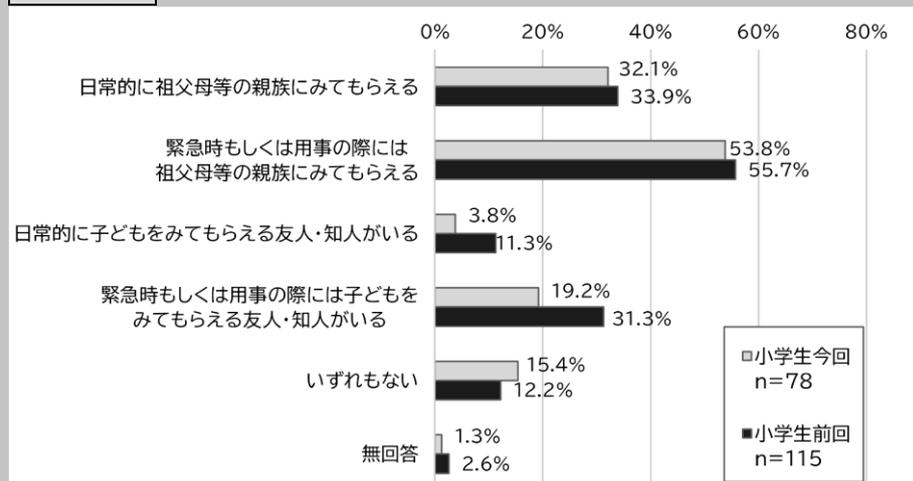
- 子どもをみてもらえる親族や知人については、就学前児童保護者の19.7%、小学生保護者の15.4%が「いずれもない」と回答しています。一方で、子どもをみてもらえる人の存在としては、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」方が、就学前児童保護者、小学生保護者ともに約5割、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」方が、就学前児童保護者、小学生保護者ともに約3割から回答がありました。
- なお、前回調査結果と比べると、就学前児童保護者における「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」割合が低下しています。

Q 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。

就学前児童保護者

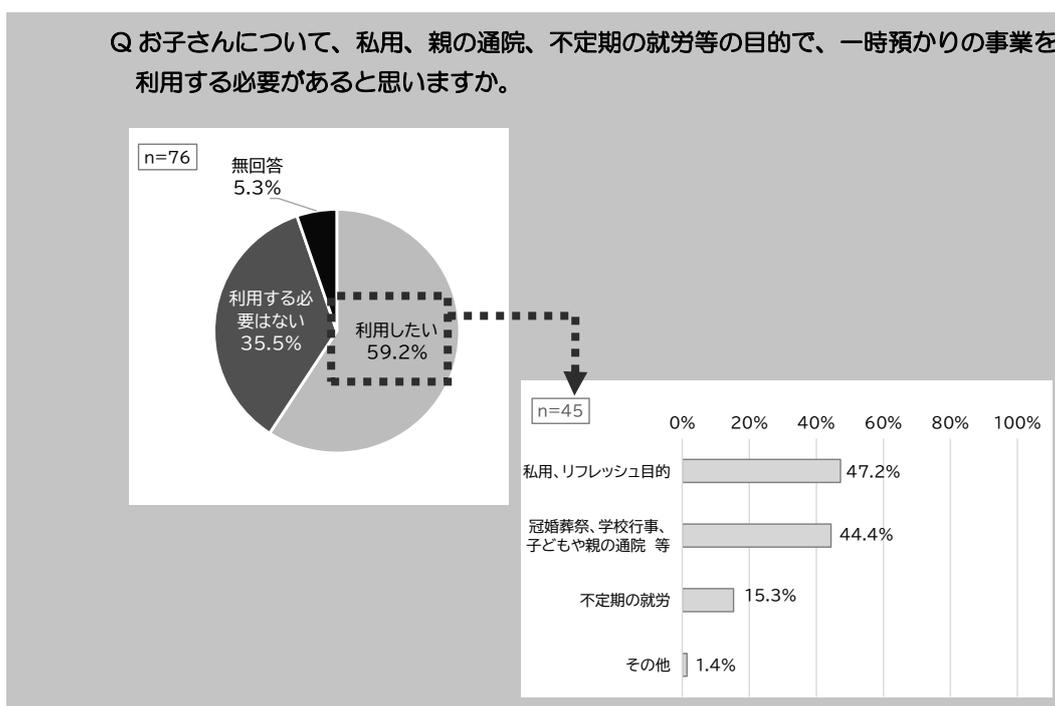


小学生保護者



## アンケート調査結果等から

- 一時預かり事業について、「利用したい」と回答した割合は59.2%となっており、うち目的別の回答をみると、「私用、リフレッシュ目的」で47.2%、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」で44.4%、「不定期の就労」で15.3%となっています。また、自由回答からは、一時預かり事業が利用しにくい（予約などの利用条件、利用時間）という意見が複数寄せられています。



### アンケート結果等からみえる課題

緊急時もしくは用事の際に、子どもをみてもらえる親族や知人が「いずれもない」方が一定数います。

本町では、緊急時もしくは用事の際の預け先として、認定こども園で一時預かり事業を実施していますが、事業の周知や利用しやすい体制を検討していく必要があると考えられます。

また、認定こども園における一時預かり事業だけでなく、ファミリー・サポート・センター事業の実施も検討する必要があると考えられます。

1) 保育サービスの充実

**取組状況等と課題**

- 町内の認定こども園2園の入園者数は、令和6年4月1日時点で3～5歳では1号認定が24人、2号認定が86人、3号認定では、0歳児が5人、1歳児が11人、2歳児が23人となっています。子育て支援の充実が図られ、0、1、2歳児の入園が増えています。入園者数は、少子化にともない年々減少していますが、人口に対する入園率は3～5歳児では100%、0歳児では10～30%、1歳児では40～60%、2歳児では50～70%の間で推移しています。
- 認定こども園では、未就園の満1歳以上、就学前の児童を対象に、保護者が疾病等により、緊急、一時的に保育を必要とする場合、あるいは育児に伴う心理的、肉体的負担解消のため「一時預かり事業」を実施しており、入園前の慣らし保育として活用されることもあります。受入れを制限していたコロナ禍が明けて以降、利用延べ人数は増加傾向にあることから、職員体制の充実や、受入れ人数、実施時間等の見直しの必要性があります。

**●○主な事業・施策○●**

No.	事業名	事業内容	担当
1	保育環境整備推進事業	保育が必要な0(6か月以上)・1・2歳児が増えているため、こども園の体制を整備し、女性が働きやすい環境づくりを行い、3・4・5歳児には、共通の教育を行い幼児教育の充実を図ります。	こども園
2	一時保育事業の充実	こども園で「一時保育事業」の充実を図ります。	こども園
3	0・1歳児保育の充実	保育が必要な0(6か月以上)・1歳児が増えているため、こども園の体制を整備し、女性が働きやすい環境づくりを進めます。	こども園

## 2) 子育て支援サービスの充実

### 取組状況等と課題

- 放課後児童クラブ2か所の利用者数は、令和6年4月1日時点で低学年 106人、高学年で50人、計156人の登録があります。利用者数は、増加傾向にあり、人口に対する利用率は低学年では40～80%台、高学年では10～60%台の間で推移しています。
- 親子交流館「おひさま」は週3日、親子ふれあいひろば「ぽっぴこーん」は週5回午前中に開館し、親子のふれあい、親同士の交流、子育て相談活動を行っています。コロナ禍で利用者を制限した年度もありましたが、いまは活動を元に戻し、令和5年度は「おひさま」は延べ1,244人、「ぽっぴこーん」は延べ1,228人が利用し、親子が気軽に集える場として定着しています。
- 認定こども園は、標津町児童発達支援事業所、地域子育て支援拠点（親子交流館、親子ふれあいひろば）と連携しています。

### ●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
4	放課後児童健全育成事業	児童館を利用して、保護者が就労などにより不在の児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブ（登録制）を行っています。今後も、利用ニーズに対応できる体制の整備に努めます。	教育委員会
5	地域子育て支援拠点事業	親子交流館「おひさま」(標津地区)及び親子ふれあいひろば(川北地区)では、家庭内で保育している親子を対象として、育児不安などについての相談指導や乳幼児をもつ親が気軽に集える場の確保・機会の提供を推進します。 こども園、児童発達支援事業所を利用している子育て世代をも巻き込んだ地域で子育てを支えるまちづくりに繋げていきます。	親子交流館 親子ふれあいひろば
6	開放事業「つどいの広場事業」 (地域子育て支援拠点事業「親子ふれあいひろば」)	子育てや家庭教育の不安に応え、安心して子育てができるような地域社会を築くため、乳幼児をもつ親が気軽に集える場の確保や機会の提供を推進します。 対象家庭に事業の内容を広く周知し、参加率をもっと高めるとともに、事業内容のより一層の充実を図ります。	教育委員会
7	こども園における子育て支援事業	こども園で、標津町児童発達支援事業所、地域子育て支援拠点と連携し、子育て支援の充実を図っていきます。	こども園

### 3) 子育て支援ネットワークづくり

#### 取組状況等と課題

- 要保護児童の早期発見・対応のため、「要保護児童対策地域協議会」を組織し、町、警察、学校、認定こども園などで連携を図っています。必要に応じ協議会・ケース検討会議等を開催し、個々のケースに適した対応を行っています。
- 町の子育て支援関係機関では、定期的な会議開催により情報共有を行っており、令和6年6月から親子交流館「おひさま」が参加しています。
- 民生委員児童委員は、地域の支援員・相談員として活動し、必要に応じて要保護児童対策地域協議会にも参加しています。特に主任児童委員には児童福祉を中心とした活動をお願いしています。
- 毎年4月1日現在の情報に更新した「子育て応援ガイドブック」を作成し、母子手帳交付時や子どものいる世帯の転入時に配布しています。

#### ●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
8	要保護児童対策地域協議会	児童相談所、福祉事務所、民生委員、教育委員会、町など、子どもに関係する機関が連携して虐待防止や要保護児童への対応を行います。また、必要に応じてケース検討会議を開催し、迅速な対応を行います。	保健福祉センター
9	子育て支援ネットワークの充実	町の子育て支援関係機関の連携による情報交換及び支援内容の協議を行い、子育てに関する相談体制や情報提供の充実を図ります。	保健福祉センター 親子交流館 親子ふれあいひろば
10	民生委員児童委員活動	地域住民を支援する身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握・支援を行います。さらに、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供を行います。	保健福祉センター
11	「子育て応援ガイドブック」の作成・配布	各種の子育て支援サービス情報をコンパクトまとめた「子育て応援ガイドブック」を作成・配布します。必要に応じ「子育て応援ガイドブック」の更新を行います。	保健福祉センター

#### 4) 児童の健全育成

##### 取組状況等と課題

- 児童館は、コロナ禍で利用者を制限した年度もありましたが、いまは活動を元に戻し、令和5年度はキラリ児童館延べ7,670人、川北児童館延べ7,801人が利用しています。
- 子ども会は、対象児童が減少傾向にありますが、事業を継続しています。
- あいさつ運動は、春・秋に実施していましたが、令和4年度から3学期始業式にあわせて冬実施の追加、令和5年度から2学期始業式にあわせたものとするため、秋から夏に変更して実施しています。

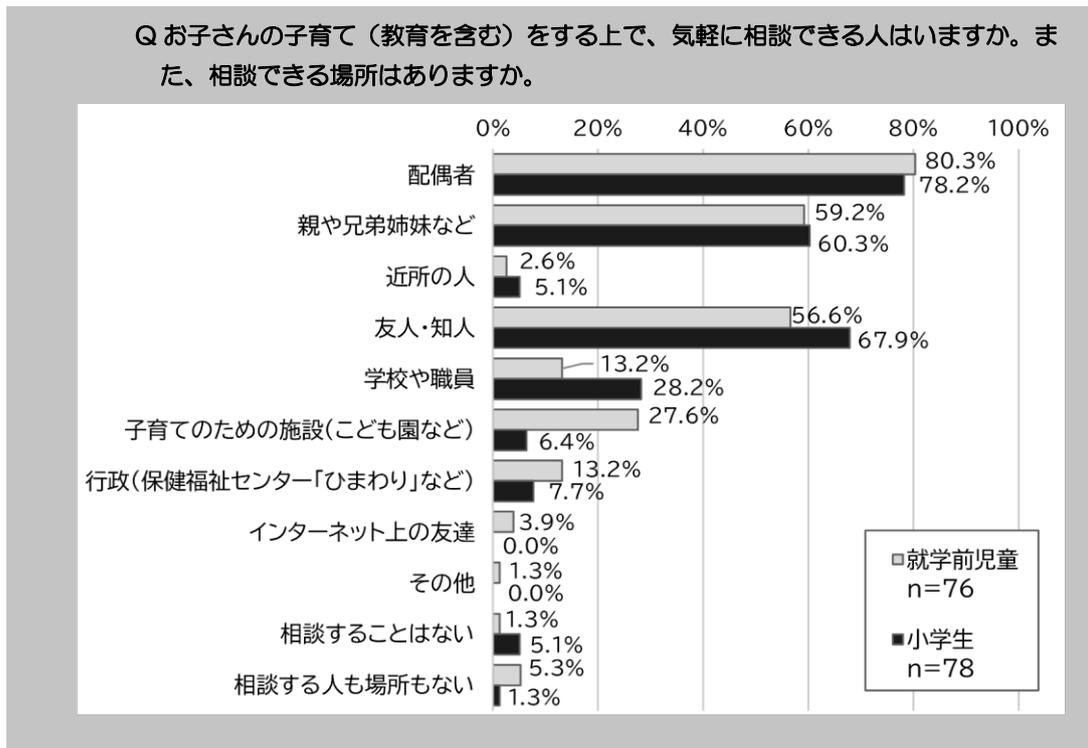
##### ●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
12	児童館運営事業	異年齢による健全な遊びを通じて、多様な経験を積みながら健康に育つように、児童の集団活動指導を行います。また、母親クラブや体験学習などの場の提供と活動を行います。	教育委員会
13	子ども会の育成	地域子ども会や子どもを取り巻く地域組織活動及びその指導者の育成を図り、地域ボランティアなどの協力を得て児童の健全育成活動に努めます。	教育委員会
14	あいさつ運動	青少年の健全育成のため、学校、PTA、町内会など地域の協力を得ながら、あいさつ運動を行います。	教育委員会
15	子どもの居場所づくり	地域で育つ子どもたちが、安心して地域で遊び・学ぶことができるよう、スポーツ少年団活動や、学校休業日の子ども活動事業を実施します。今後も安全で安心できる生活環境の充実と推進に努めます。	教育委員会

## (2) 母親と子どもの健康の確保及び増進

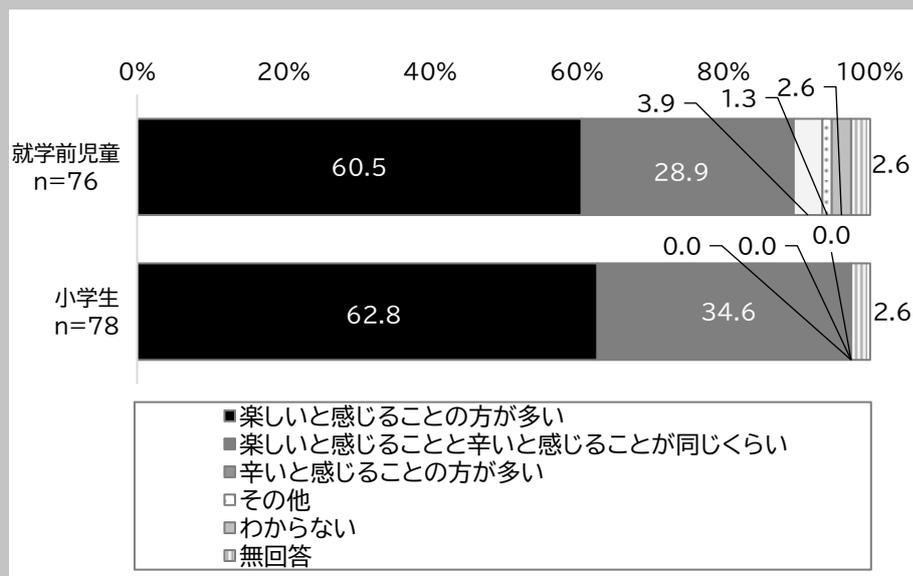
### アンケート調査結果から

- お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人について、「相談する人も場所もない」と回答があったのは、就学前児童保護者で5.3%（前回調査 3.5 ポイント増）、小学生保護者で 1.3%（前回調査 1.3 ポイント減）となっています。



- 子育てを「辛いと感じることの方が多い」と回答があったのは、就学前児童保護者で 3.9%（前回調査 2.0 ポイント増）、小学生保護者で 0.0%（前回調査 0.9 ポイント減）となっています。

Q あなたは、自分にとって子育てを楽しんでいると感じることが多いと思いますか。それとも辛いと感じることが多いと思いますか。



### アンケート結果等からみえる課題

子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人について、「相談する人も場所もない」方、子育てを「辛いと感じることの方が多い」方の割合は1割を切っています。前回調査と比べ、傾向に大差は見られませんが、引き続き、きめ細かな支援の継続が必要と考えられます。

本町では、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策については、個別対応などをしながら、対象者全員に対して実施しています。生活習慣病予防健康診査など、小学生以上の保健対策のさらなる充実が必要と考えられます。

1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

**取組状況等と課題**

- 全妊婦に対し妊娠期間中2回の個別保健指導を実施し、その際に、妊婦一般健康診査受診票 14 回分、超音波検査受診票 11 回分を前期・後期に分けて交付し、更に妊娠期間中に1回のみ精密健診受診票を、多胎妊婦には一般健康診査を2回分追加交付することにより、経済的な負担の軽減を図っています。
- 乳幼児健康診査事業、乳幼児の健康づくりに関する各種相談の受診率・受相率は 90%以上となっています。乳幼児健康診査事業の健診欠席者には必ず訪問等で状況確認を行い、発達確認や保健指導を行っています。乳幼児相談は毎月実施し、対象者には毎回案内を郵送し、欠席者には翌月を案内しており、定例外でも希望者には実施しています。
- 乳幼児の肥満予防・改善に関する取組（妊婦保健指導、3～4か月児の栄養教室、離乳食教室、肥満傾向児の保護者への個別支援）は、調理実習等コロナ禍で中止していたものもありますが、現時点では再開をしています。3～4か月児の栄養教室、離乳食教室は、個別対応などを含め対象者全員への実施に努めています。

**●○主な事業・施策○●**

No.	事業名	事業内容	担当
16	母子健康手帳の交付及び妊婦健康診査事業等	妊娠届出のあった妊婦に対し母子健康手帳を交付します。その際、保健師・管理栄養士による保健指導を行い、妊娠期間を心身ともに快適に過ごせるよう、また胎児と妊婦自身が将来の生活習慣病を予防するために健康管理ができるよう支援します。 また、全妊婦に対し、妊娠期間中2回の個別保健指導を実施します。その際に、妊婦一般健康診査受診票 14 回分、超音波検査受診票 11 回分、歯周病検診受診券 1 回分、1 か月児健診 1 回分を交付し、さらに妊娠期間中に1回のみ精密健診受診票を、多胎妊婦には一般健康診査を2回分追加交付することにより、経済的な負担の軽減を図ります。	保健福祉センター
17	産婦健康診査事業	産後うつや新生児への虐待予防、産婦の経済的負担の軽減を図るため、産婦健診（2週間健診及び1か月健診）を受診する産婦に、1回の産婦健診につき 5,000 円を上限として、1名につき2回まで助成します。	保健福祉センター
18	新生児聴覚検査費助成事業	先天性の聴覚障害を早期に発見し、補聴器を装着し早期療育を受けることにより、話す力やコミュニケーション能力を高めることができるよう、新生児又は生後3か月頃までの乳児に対し初回検査及び確認検査1回（5,000 円）を助成します。	保健福祉センター

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
19	産婦・新生児訪問指導	産婦・新生児の世帯を訪問し、児の発育状態や母子の健康状態を確認するとともに、子育てを中心とした相談・助言などの育児支援に努めます。早期の訪問が困難な場合においても、電話等により必要な支援を実施します。	保健福祉センター
20	1か月児健康診査	1か月児（生後27日～6週間未満の児）の時期に健康診査を実施し疾病や異常の早期発見に努めた、養育環境の確認や養育相談をすることで、虐待の予防・早期発見に結びつけます。更に、健診費用を上限4,000円まで助成します。個別健診。北海道と道医師会との協定により道内の医療機関で実施可能。	保健福祉センター
21	乳幼児健康診査事業	病気や発達の遅れの早期発見・早期医療、育児支援を目的として、3～4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とした健康診査を実施します。食習慣や歯磨き習慣を含めた生活習慣が会得できるよう支援し、そのことにより心身の健全な発育発達が促されるよう推進します。また、随時、健診の実施方法を見直し・検討しながら、児の健康の保持増進が図られるように努めます。	保健福祉センター
22	乳幼児の健康づくりに関する各種相談の実施	乳幼児の健康管理や発達、発育、子育てに関する相談に対応できるように、乳児期と1歳、2歳児の保護者を対象に相談の機会を設けたり、電話や随時の来所相談に努めます。その他、離乳食教室を通じて知識の啓発を行うと同時に相談対応に努めます。また、乳幼児のみではなく母自身の健康の保持増進に資する場ともなるように対応していきます。	保健福祉センター
23	乳幼児に対する歯科保健事業	未入園児を対象とした「歯ピカ教室」を実施し、4か月に一度むし歯予防のために助言やフッ素塗布を受けられるように努めます。こども園入園児については、園児及び保護者に対する歯科指導のほかに、4歳未満児についてはフッ素塗布を年3回実施しむし歯予防を推進します。また、むし歯予防の啓発として、むし歯のない子の表彰などを実施し、むし歯予防の意識の高揚を図ります。3歳児のむし歯罹患率が減少するよう、事業を検討し継続していきます。	保健福祉センター
24	乳幼児の肥満予防・改善	生まれる前や乳幼児期から肥満を予防できるように、妊産婦支援、3～4か月児栄養教室や離乳食教室などを行います。また、肥満傾向にある乳幼児の保護者には継続した個別支援を行い、肥満が改善されるように支援します。	保健福祉センター

2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

取組状況等と課題

- 小中学生の生活習慣病予防健康診査は平成29年度から継続し、受診率は30%前後で推移していましたが、令和5年度は42.1%となっています。保健指導はほぼ100%実施していますが、食生活等の改善が見られても、体格改善に繋がる児童は少ない状況となっています。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
25	性教育の実施	学校教育において児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的、倫理的な面から理解し、性に対する健全な態度を培い、性に対する正しい知識を確立するための教育を進めます。	教育委員会
26	「家庭教育講演会」の開催	二次性徴・思春期の子どもをもつ親の不安や悩みを解消するため、大人のための性教育を推進します。家庭教育講演会等の開催について、検討していきます。	教育委員会
27	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	児童生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めています。警察や関係機関と連携した研修を行い、児童生徒の健康で安全な生活の確保と保護者への啓発に努めます。	教育委員会
28	子どもの肥満予防・改善	学童肥満から思春期肥満や成人肥満に移行しないように、保健指導を行います。また、肥満は生活習慣病のリスクが高いことから、小中学生の生活習慣病予防健康診査を行い、保健指導を実施できるように努めます。	保健福祉センター 教育委員会
29	児童生徒に対する歯科保健事業	学校と連携し授業として歯科指導を実施し、歯科疾患の予防を推進します。また、12歳児を対象にむし歯のない子の表彰を実施し、12歳児の一人平均むし歯数の減少に努めます。	保健福祉センター

### 3)「食育」の推進

#### 取組状況等と課題

- 園児向けの集団の栄養指導を、町内の認定こども園各々で3歳児クラスは年3回、2歳児クラスは年1回実施しています。認定こども園の保護者向けの栄養便りは隔月で発行しています。
- 栄養教諭を配置しています。本町の子どもたちは肥満傾向にあるなど、体格面で課題が多く、生活改善のひとつとなる食育の重要性を保健福祉センターとも連携し、より一層の普及啓発が必要です。

#### ●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
30	栄養士による食指導の実施	町内の認定こども園において、幼児期から食に関心を持ち、偏食や肥満などを予防・改善できるように指導します。また、こども園の保護者向けに、栄養だよりを発行し、啓発を図ります。	保健福祉センター
31	学校栄養教諭による食指導の実施	小学校において、子どもや保護者に対して、正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身につけ、健康管理ができることなどを目指して、学校栄養教諭による食に関する指導を行います。また、子どもたちが食に興味関心を持ち、自分自身を大切に考えることができるよう指導します。 栄養管理とふるさと教育（地場産品活用）の両面での食育を関係機関との連携により推進します。	教育委員会

#### 4) 小児医療の充実

##### 取組状況等と課題

- 乳幼児及び小児の定期予防接種については、受け損じがないよう個別勧奨・再勧奨を実施しています。インフルエンザの予防接種については、学校単位での集団接種を実施しています。

##### ●○主な事業・施策○●

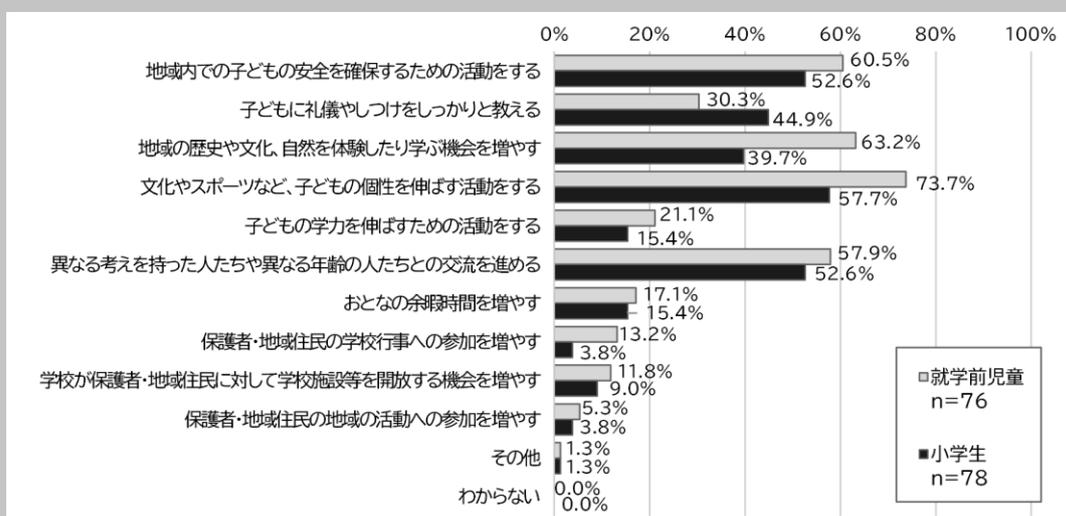
No.	事業名	事業内容	担当
32	予防対策事業	<p>感染症の発生及び蔓延予防のため、法で定められた定期の予防接種を行い、一層の接種率の向上に努めます。</p> <p>小中学校では、学校医による健康診断を行い病気の予防、保健指導を行います。児童生徒が安心して相談できるよう、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。</p> <p>乳幼児の予防接種については、定期接種の小児肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、五種混合(二種混合)、BCG、麻しん・風しん混合、水痘、日本脳炎、子宮頸がんは無料で、任意接種のインフルエンザについては町が一部を助成して実施します。</p>	保健福祉センター 教育委員会

### (3) 子どもの教育環境の整備

#### アンケート調査結果等から

- 地域で子どもが健やかに育まれるようにするために、地域が力を入れるべきだと思うこととして、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「文化やスポーツなど、子どもの個性を伸ばす活動をする」と回答した割合がもっとも高くなっています。

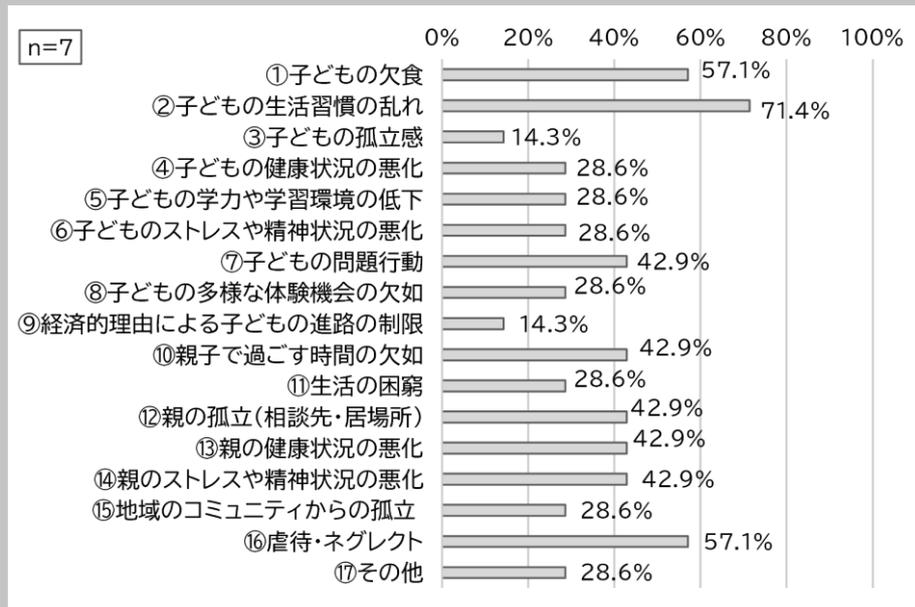
Q あなたは、地域で子どもが健やかに育まれるようにするために、地域はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。



## 関係団体・者調査から

- 普段、子どもと接する中で感じる課題として、「子どもの生活習慣の乱れ」、「子どもの欠食」、「虐待・ネグレクト」の回答が多くなっています。

Q 一般的に子どもの貧困には次のような課題があるとされています。普段、子どもと接する中で、感じる課題はありますか。



### アンケート結果等からみえる課題

地域で「力を入れるべき」だと思ふこととして、「文化やスポーツなど、子どもの個性を伸ばす活動をする」ことを重視する方がもっとも多くなっています。また、少子化が進む中、「異なる考えを持った人たちや異なる年齢の人たちとの交流を進める」ことを重視する方も増えていると考えられます。

関係団体・者調査では、普段、子どもと接する中で感じる課題として、過半数から「子どもの生活習慣の乱れ」、「子どもの欠食」、「虐待・ネグレクト」の回答がありました。また、親子の繋がりの希薄化を指摘する声も複数見られ、親自身が子育てを学べる場や、親と子の関係づくりに向けた取組の充実が必要と考えられます。

本町では、園・小・中・高の連携により、それぞれの年代に応じた指導を実施していますが、関係団体・者調査からは「課題の共有や連携が図られていない」という声も複数見られました。連携の強化に向けた体制づくりが必要と考えられます。

## 1) 次代の親の育成

### 取組状況等と課題

- 園・小・中・高の連携により、それぞれの年代に応じた指導を実施しています。町内の生徒指導連絡協議会などの組織により、異校種間で情報共有、連携の取組を行っています。また、「家庭教育10ヶ条」を全世帯に配布し、地域・社会で子どもを育てることができるよう取り組んでいます。

### ●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
33	基本的な生活習慣やモラルの育成	「標津町教育のめざす姿」の基本理念に基づいて標津町教育研究所を推進母体として、子どもの「基本的な生活習慣」「しつけ」などについて、園小中の一貫性を考えた指導法を研究し、実践していく取組を推進するとともに、家庭、地域などとの連携を強化し対応していきます。	教育委員会

## 2) 学校の教育環境等の整備

### 取組状況等と課題

- ティーム・ティーチング（T・T）指導や習熟度別授業を積極的に取り入れ、きめ細かい指導に努めています。授業交流や教員間の研修・交流の取組など、一貫教育の推進を図っています。
- ALT（外国語指導助手）1名を配置し、こども園・小中学校に派遣しています。
- 総合的な学習の時間、「ふるさと学習」や「キャリア教育」において、学校運営協議会と連携し、地域人材を活用しています。

### ●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
34	ティーム・ティーチング、少人数指導の実施	指導方法の工夫改善による教員の加配を行うとともに、各学校で学校課題、児童生徒の学習状況に応じてT・T指導、少人数指導を行います。習熟度別指導など児童生徒の実態に合わせた指導を行うなど充実に努めます。	教育委員会
35	ALT（外国語指導助手）の活用による英語教育の推進	グローバル化が急速に進展する現代社会に対応するため、ALTを活用し英語力の向上につなげます。	教育委員会
36	総合的な学習の時間等における外部講師の活用	各学校で創意工夫をこらして学習内容に合わせて、様々な教育活動で外部からの人材を活用し、学習内容の充実に努めます。	教育委員会

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
37	小中一貫教育の推進	義務教育 9 年間を見通した生徒指導や学習指導の一貫したあり方について研鑽を深め、基礎基本の定着及び学力の向上を図ります。 標津地区・川北地区においての一貫教育の内容を高め、子どもたちの生活習慣や学力向上につなげます。	教育委員会
38	園小中高の連携	児童生徒の発達課題、学校種別による教育の役割、遊びや学びの条件づくりなど、必要な領域における連携を図ります。 また、標津教育研究所を中心として、園小中高の一貫した課題である「基本的な生活習慣」及び「ふるさと学習」の指導法を研究テーマとし、健全で心豊かな児童生徒の育成を図ります。	教育委員会
39	道徳教育の充実	「特別な教科 道徳」として小学校は平成 30 年度から、中学校は令和元年度から全面実施されたことにより、子どもが自分や他者の良さを認識し、人間としての生き方についての考えを深め、道徳性の成長を促すよう指導します。	教育委員会
40	生徒指導の充実	各学校で、児童生徒の理解に基づき一人ひとりの存在感を高める積極的な生徒指導を行い、各学校や関係機関が連携して対応を図ります。 生徒指導の機能を生かして、一人ひとりの自己実現が図られる指導の充実に努めるとともに、関係機関との連携強化に努めます。	教育委員会
41	生徒指導総合連携推進委員会の活動展開	いじめ、不登校などの児童生徒の問題行動に対し、学校と地域の関係機関からなる地域ネットワークを組織化し、問題の早期発見と対応、未然防止に向けた機敏な活動を展開します。 さらに、園小中高が連携し、校種間の垣根を越えた一貫した生活指導、学習指導を行うことにより、児童生徒の生活習慣の改善や学習意欲を高め、学力向上に寄与するとともに、健全育成に努めます。	教育委員会
42	職業体験学習等の推進	地域と連携して福祉や職業体験学習などを通して他人を思いやる心や命を尊重する心を育む教育、また、各学校では環境教育活動などで子どもたちに命を大切にする意識の高揚を図り、総合的な生きる力を育む教育に取り組みます。	教育委員会
43	教育相談の充実	いじめ、不登校、学習障害などの学校不応問題や子どものしつけや健全育成に向けた教育相談窓口の推進を図ります。	教育委員会

### 3) 家庭や地域の教育力の向上

#### 取組状況等と課題

- こども元気アップ大作戦は、標津・川北こども園の年中年長を対象に月2回程度実施しており、積極的に体を動かす園児が増え、園児児童の体力向上に繋がっています。保護者と一緒に体を動かしてもらうため、チラシなどでの啓発の継続が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実施形態の見直しを行いながら実施しました。「しべつキラリ発見隊」は令和6年度から「しべラボ」として、「通学合宿、～きらり子ども塾」は令和5年度から「しべつまなびバ」として実施しています。

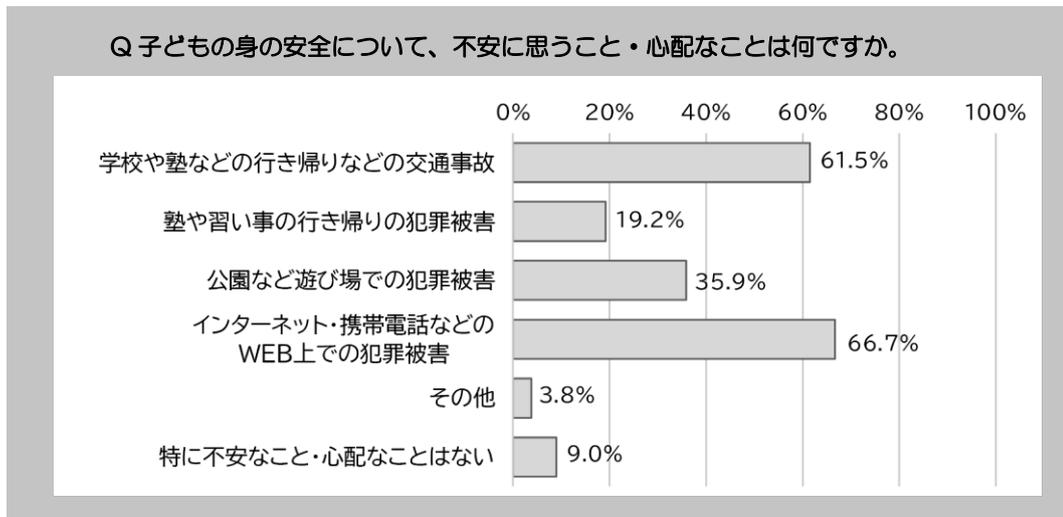
#### ●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
44	こども元気アップ大作戦	小中学校の体力低下を防ぐ、子どもの運動離れを防ぐことなど幼児期の運動・遊びに着目し、心も体も健康でチャレンジ精神旺盛な「積極的に体を動かす子ども」を育むとともに、関係者、父母への啓発に努めます。	総合体育館
45	しべラボ	ふるさと標津の環境をフィールドとした自然や文化について、地域の大人やシニア層と交流をもちながら子どもの郷土愛の醸成、創造性と自主性を育みます。	教育委員会
46	しべつまなびバ	小中学校・高校の児童・生徒を対象に夏休み期間中5日間のサマースクールを実施します。異学年交流の促進のほか、全国各地の大学生スタッフとの関わりによる自己の世界観の拡大を図ります。	教育委員会

## (4) 子育てを支援する生活環境の整備

### アンケート調査結果等から

- 小学生保護者が子どもの身の安全について、不安に思うこと・心配なこととして割合が高かったのは、「インターネット・携帯電話などの WEB 上での犯罪被害」が 66.7%（前回調査 29.3 ポイント増）、「学校や塾などの行き帰りなどの交通事故」が 61.5%（前回調査 13.7 ポイント増）となっています。



### アンケート結果からみえる課題

交通事故や犯罪被害だけではなく、「インターネット・携帯電話などの WEB 上での犯罪被害」への不安が高まっていることがうかがわれます。

引き続き、地域と連携し、防災・交通安全・防犯対策に向けた環境整備や取組を実施していく必要があります。

## 1) 良質な居住環境の確保

### 取組状況等と課題

- 世帯人員に応じた適正規模の住宅への入居と母子家庭の入居に配慮しています。
- 町内に設置している児童公園については、毎年、専門業者による修繕や遊具点検に加え、職員による点検も実施しています。

### ●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
47	町営住宅の入居	町営住宅は、世帯人員に応じた適正な規模の住宅に入居できるよう対応しており、今後も母子家庭の入居に充分配慮します。	建設水道課
48	児童遊園地	町内に16か所の児童公園を設置しています。今後とも児童に健全な遊び場を提供し、子どもが安全に遊べるよう遊具の確保や公園の整備に努めます。	保健福祉センター

## 2) 防災意識の高揚

### 取組状況等と課題

- 認定こども園、学校において、様々な災害を想定した避難訓練を中心に自分の身は自分で守る防災教育を実施しています。
- 関係機関と連携し、学習の中に避難所運営体験ゲーム「HUG」を取り入れています。

### ●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
49	防災対策	学校、こども園などで防災訓練、防災教育をするとともに気象情報、地震情報に基づき確かな予防対策と避難対策の実施を図ります。命を守ることを最優先に、子どものみならず、保護者との共通理解を深め、防災教育の充実に努めます。	教育委員会
50	防災意識の高揚	町内には、働きながら子育てをしている方など、まわりの人々の援助が必要な人々も多く暮らしています。生命や生活を安全に守ることの必要性などについて、関係機関とも連携し学習の場を提供します。保護者との共通理解が深まるよう、今後とも啓発のための取組を進めます。 (例)災害図上訓練「DIG」などの取組 DIG=Disaster(災害)、Imagination(想像)、Game(ゲーム)の頭文字	教育委員会

### 3) 交通安全教育の推進

#### 取組状況等と課題

- 交通安全教室(実地訓練等)では、駐在所や住民生活課と連携しながら交通安全指導を実施しています。
- 認定こども園では、保護者も参加する「こぐまクラブ」を設置し、交通安全に対する意識高揚に努めています。

#### ●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
51	交通安全教室・交通安全街頭指導	子どもを対象として、実践型の交通安全教室を行っています。また、街頭指導も実施します。	住民生活課
52	こぐまクラブの育成	こども園に保護者も参加する「こぐまクラブ」が設置されており、今後も園児の交通安全活動を推進します。	こども園

### 4) 犯罪等の被害防止活動

#### 取組状況等と課題

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大対策により祭典等は中止となっていましたが、防犯子どもスポーツまつり等で子どもへの防犯啓発を実施しました。
- 令和5年度に町内すべての安全灯をLED灯に更新しました。
- スクールモニター制度は、青少年問題協議会をはじめとした各関係機関での対応が進んでおり、その役割を終えたことから廃止しました。

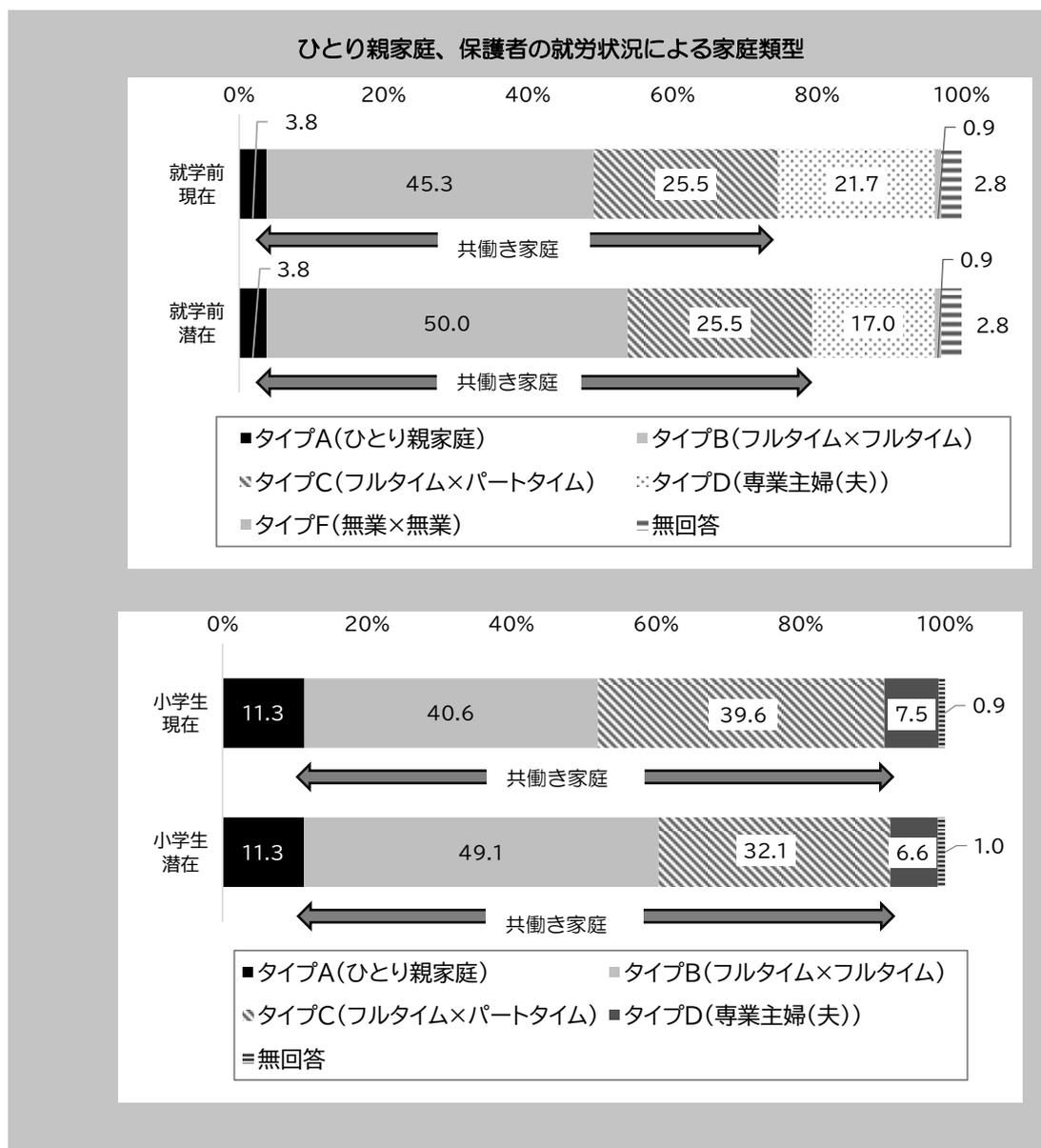
#### ●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
53	町防犯協会の活動	地域と連動した防犯活動や防犯思想の普及啓発を図ります。また、祭典時の街頭指導を実施します。	住民生活課
54	安全灯の支援・管理	町内会などの安全灯の補修に対する支援と町施設の安全灯の維持管理を行い、夜間における町民の安全確保など防犯に努めます。	住民生活課

## (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

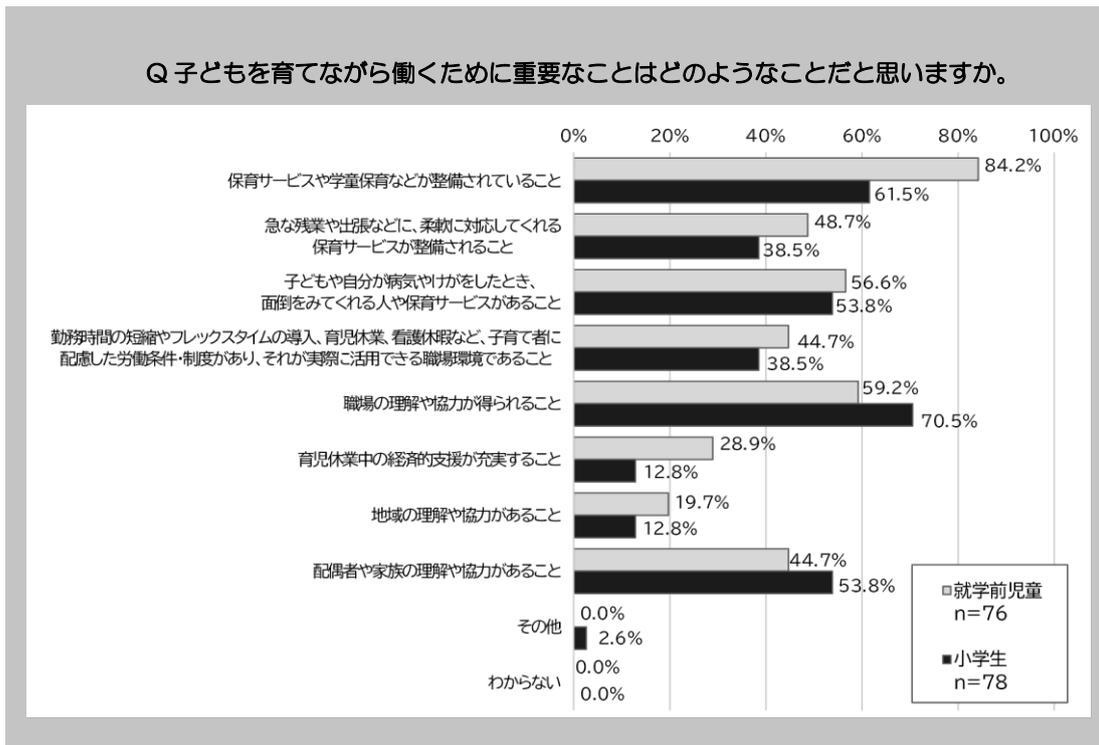
### アンケート調査結果等から

- 就学前児童保護者については、「ひとり親家庭」が 3.8%、「共働き家庭」が 70.8%、「専業主婦（夫）家庭」が 21.7%となっています。なお、共働き家庭の割合は、前回調査と比べ 14.5 ポイント増となっています。
- 小学生保護者については、「ひとり親家庭」が 11.3%、「共働き家庭」が 80.2%、「専業主婦（夫）家庭」が 7.5%となっています。なお、共働き家庭の割合は、前回調査と比べ 14.0 ポイント増となっています。
- また、潜在的な家庭類型（現在パートタイムの方の「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」、現在就労していない方の「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が実現した場合）の「共働き家庭」の割合は、就学前児童保護者では約5%増、小学生保護者では約1%増が見込まれます。



## アンケート調査結果等から

- 子どもを育てながら働くために重要なこととして、就学前児童保護者では「保育サービスや放課後児童クラブなどが整備されていること」が84.2%と最も多く、次いで「職場の理解や協力が得られること」が59.2%となっています。小学生保護者では「職場の理解や協力が得られること」が70.5%と最も多く、次いで「保育サービスや放課後児童クラブなどが整備されていること」が61.5%となっています。



### アンケート結果等からみえる課題

共働き世帯が増加しており、就学前児童保護者の約7割、小学生保護者の約8割が共働き世帯となっており、保育サービスや放課後児童クラブの充実を図っていくことが求められています。また、職場環境への理解や協力について重視する方が多く見られます。

引き続き、就学前児童・小学生を対象とした保育環境を整備していきます。

## 1) 仕事と子育ての両立の推進

### 取組状況等と課題

- 北海道の事業である「道民家族の日」の趣旨に賛同し、普及・促進を図っています。

### ●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
55	「道民家族の日」の普及・促進	各家庭が家庭の役割を認識し、心のふれあう明るい家庭づくりを目指すよう、「道民家族の日」の普及・促進を図ります。	教育委員会
56	育児休業制度の普及・促進	広報などにより育児休業制度の周知を図るとともに、事業所への制度の啓発に努めます。	保健福祉センター

## 2) 仕事と子育てが両立しやすい環境の整備

### 取組状況等と課題

- 「基本目標1 地域における子育て支援」の取組を実施。

### ●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
1 (再掲)	保育環境整備推進事業	保育が必要な0(6か月以上)・1・2歳児が増えているため、こども園の体制を整備し、女性が働きやすい環境づくりを行い、3・4・5歳児には、共通の教育を行い幼児教育の充実を図ります。	こども園
3 (再掲)	0・1歳児保育の充実	保育が必要な0(6か月以上)・1歳児が増えているため、こども園の体制を整備し、女性が働きやすい環境づくりを進めます。	こども園
4 (再掲)	放課後児童健全育成事業	児童館を利用して、保護者が就労などにより不在の児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブ(登録制)を行っています。今後も、利用ニーズに対応できる体制の整備に努めます。	教育委員会
9 (再掲)	子育て支援ネットワークの充実	町の子育て支援関係機関の連携による情報交換及び支援内容の協議を行い、子育てに関する相談体制や情報提供の充実を図ります。	保健福祉センター

## (6) 支援を必要とする児童への取組の推進

### 1) 児童虐待防止対策の充実

#### 取組状況等と課題

- 要保護児童の早期発見・対応のため、「要保護児童対策地域協議会」を組織し、町、警察、学校、認定こども園などで連携を図っています。必要に応じ協議会・ケース検討会議等を開催し、個々のケースに適した対応を行っています。

#### ●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
10 (再掲)	民生委員児童委員活動	地域住民を支援する身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握・支援を行います。さらに、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供を行います。	保健福祉センター
8 (再掲)	要保護児童対策地域協議会	町、警察、学校、認定こども園など、子どもに関係する機関が連携して虐待防止や要保護児童への対応を行います。また、必要に応じてケース検討会議を開催し、迅速な対応を行います。	保健福祉センター

### 2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

#### 取組状況等と課題

各種制度の情報提供など、必要に応じて関係部署と連携を図っています。

#### ●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
57	母子自立支援員等の周知	母子家庭等の相談、自立に必要な情報の提供や指導及びそれらの家庭に対する支援を行う母子自立支援員等について周知に努めます。	保健福祉センター

### 3) 障がい児施策の充実

#### 取組状況等と課題

- 標津町児童発達支援事業所「くれよんハウス」の在籍者数は、放課後等デイサービス7人、児童発達支援19人となっています。標津町教育支援委員会では、就学措置の決定だけでなく、課題のある児童生徒に対する対応・協議の場としての機能も有しており、必要に応じ、個にあった対応を行っています。
- 乳幼児の相談、健診場面で運動発達に遅れや心配がある児は、子ども発達支援センター事業に繋げ、療法士の評価や指導を受けてもらっています。言語や行動面に遅れがある児は、健診で医師の診察のもと医療機関に繋げ、その後の継続支援を受けられるようにしています。ただし、近隣に専門医や療法士が常在していない状況なので、支援の機会の制限や、距離的問題などにより、支援の時期や回数に課題があります。

#### ●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担当
58	標津町児童発達支援事業所「くれよんハウス」	標津町児童発達支援事業所で困り感のある児童の相談支援や療育の充実を図ります。	児童発達支援事業所
59	標津町教育支援委員会	小中学校に入学しようとする児童生徒並びに、在学中で心身に障がいのある児童生徒の適正な就学を推進するため、推進委員会において必要な事項を調査し適正な就学を推進します。 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築が国の方針として進められているところであり、町としても趣旨に沿った方策を検討しながら、適正な人員配置など国や道への要望も行いながら、個に応じたきめ細かい対応に努めます。	教育委員会
60	乳幼児の相談及び健診	乳幼児から年長児までの相談や健診時に実施する発達確認により、発達の遅れがある児については発達を促すための支援を行うとともに、必要に応じ専門機関と連携を図ります。また、保護者自身が児の発達を確認し、状況に応じて必要な支援が受けられるようにします。	保健福祉センター 児童発達支援事業所

## (7) 出産や子育てへの経済的支援

本町では、人口減少時代に挑戦する政策パッケージ（町民のライフサイクルを応援する新規・拡充30事業）を策定し、政策パッケージの4つの柱の1つである「結婚・子育ての政策」として、出産や子育てに関する経済的支援を図ってきました。

令和6年度に、「町民の笑顔輝く政策パッケージ」として再構築し、経済的支援を図っています。

なお、これらの事業は、事業開始から3年間で事業効果の検証を行い、その後の事業のあり方（継続、廃止、改正等）について検討します。

### 取組状況等と課題

- 産後ケア事業は、計画策定時から委託機関は1か所から4か所、対象は産後4か月未満から産後1年未満までの方に拡大しています。また、令和6年度はすべてのサービスについて従来の1/2に減額し、多くの対象者に利用しやすいものとしています。さらに、アウトリーチ型のサービスを新規に開始し、外出が難しい方へ利用しやすいサービスも提供しています。
- 産婦健康診査事業は、令和5年度は100%の利用率となっています。医療機関の協力により、EPDSも併せて通知されるので、必要な方には早めの訪問等で状況確認をしています。同時に産後ケア事業の紹介をしており、希望する方は利用に繋げています。
- 新生児聴覚検査費助成事業は、令和2年度から北海道と道医師会との協定により、里帰り先でもスムーズに助成を受けることができるようになっています。
- 物価高騰により負担が増えるなか、医療費助成は子育て世代の負担軽減となっています。疾病の早期発見や重症化予防に繋がる一方で、安易な受診により医療機関や町の負担が増える恐れもあります。適切な受診かどうかを判断するのは難しいところですが、コンビニ受診やはしご受診を避けるよう周知を呼び掛けていきます。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当						
61	あんしん出産支援事業	「緊急出産サポート事業」と「妊婦健康診査等交通宿泊費助成」の2事業を実施し、妊婦に係る救急搬送体制を整備するとともに、妊婦健康診査や出産に係る経済的負担軽減を図ります。	保健福祉センター						
62	標津町低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	低所得の妊婦について、経済的負担の軽減を図るとともに、妊婦の状況を継続的に把握し必要な支援につなげることで、母体及び胎児の健康の保持増進を図ることが出来る。住民税非課税世帯に属する妊婦又はこれと同等の所得水準であると認められる妊婦を対象とし、初回の産科受診料の費用の一部又は全額を助成する。1回の妊娠につき1回、上限は10,000円とし、同一年度に2回までの助成とする。	保健福祉センター						
63	産後ケア事業	産後1年以内の母子が、宿泊または通所により心身のケアを受け、産後も安心して子育てに臨めるようにします。利用回数に上限と利用料の負担があります。	保健福祉センター						
64	出産祝い金の給付	<p>新生児の誕生をお祝いするとともに、次代を担う子どもの出産を奨励し、町の活性化と児童の健全な発育を目的として「出産祝金」を給付します。</p> <table border="1"> <tr> <td>第1子</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>15万円 (うち10万円現金、5万円商品券)</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>50万円 (うち25万円現金、25万円商品券)</td> </tr> </table>	第1子	10万円	第2子	15万円 (うち10万円現金、5万円商品券)	第3子以降	50万円 (うち25万円現金、25万円商品券)	保健福祉センター
第1子	10万円								
第2子	15万円 (うち10万円現金、5万円商品券)								
第3子以降	50万円 (うち25万円現金、25万円商品券)								
65	認定こども園利用料の無償化	国の基準に準じ1号認定児及び2号認定児の利用者負担額を無償化するとともに、3号認定児の利用者負担額を国の基準の1/4とします。また、給食費、延長保育料を無償化します。	教育委員会						
66	18歳までの医療費助成	子どもの福祉の増進、子育て世帯への支援を目的として、標津町に住所を有する18歳までの子どもにかかる医療費を助成します(全額無料)。ただし、入院時の食事療養費、保険外負担(健康診断、予防接種等)は対象外となります。	住民生活課						

## 第6章 計画推進のために

### 1 計画推進に向けて

#### (1) 庁内における推進体制の充実

本計画の推進に当たっては、全庁的な体制のもとに、各年度においてその実施状況を把握・点検しながら、その後の対策を実施していきます。

また、本町では、町をあげた人口増加対策として「町民の笑顔輝く政策パッケージ」を展開しており、連携を図りながら計画の推進に努めます。

#### (2) 住民参加による計画の推進

この計画を推進するうえでは、住民の理解と参加が不可欠です。この計画の実施状況などに係る情報を、住民に分かりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、住民の参加と協力が得られる体制の整備を図ります。

#### (3) 計画を推進するに当たってのそれぞれの役割

この計画を推進し基本理念に沿ったまちづくりをするためには、行政だけでなく、家庭、地域、こども園、学校、企業といった社会全体で、ともに考え、行動していくことが重要です。そのためには、子ども・子育て支援という新しい社会環境づくりに向けた意識を改革し、それぞれの立場での役割を果たしていく必要があります。

##### 1) 行政の役割

- ニーズに適した事業の取組を検討・推進していきます。
- 家庭、学校、地域、企業と連携を図りながら、幅広い視点から少子化対策を推進します。

## 2) 家庭の役割

- 男女の役割分担を前提とした職業観・家庭観は変化し、家族の姿も多様化しています。家庭内において、仕事・家事・育児等について、家族が協力し合うことが重要です。
- 家庭や子育てのあり方、少子化への理解を進め、親子のきずなを深めるとともに、安らぎの場としての家庭づくりに努める必要があります。

## 3) こども園・学校の役割

- 専門的な知識や施設を利用して、子どもの健やかな成長を育む教育、保育の充実に努めていきます。
- 地域社会と連携し、住民が参加しやすい環境を整備するなど、地域における子育て支援機関としての役割を、これまで以上に果たしていきます。
- 障がい児や海外から帰国した児童や外国籍児童、両親が国際結婚の児童等、特別な支援が必要な子どもがいた場合、円滑な利用ができるよう関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

## 4) 地域の役割

- 子どもは次代を担う、かけがえのない宝であるとの認識の下、地域ぐるみで子どもの成長や子育てができるよう、支援していく必要があります。
- 各種の地域団体などを中心にしながら、世代間交流や、積極的に地域の催しに参加したりする機会を増やしていくなど、子どもの健全育成に関する活動を積極的に展開する必要があります。
- 危険からの見守りなど、地域全体で子育て・子育てを支援していく意識の醸成が重要です。

## 5) 企業の役割

- 男女がともに子育てと仕事の両立支援に取り組み、ゆとりのある働き方を保障する労働環境の整備が必要です。
- 地域社会の一員として、地域社会への貢献と参画を、より一層進める必要があります。
- 交通機関や店舗などの企業活動には、小さな子どもを連れていても、安心して利用できるような配慮が必要です。

# 資料編

## 1 標津町子ども・子育て会議委員名簿

《任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日》

氏 名	備 考
飯田 輝雄	標津町教育委員会指導主幹 【会 長】
加瀬 智則	標津認定こども園長 【副会長】
新村 正弘	川北認定こども園長
藤本 典子	児童発達支援事業所指導員 主任
朝倉 一正	キラリ児童館長
馬渡 玲那	標津認定こども園保護者
池田 玲奈	標津認定こども園保護者
村上 博亮	川北認定こども園保護者
増田 安菜	児童発達支援事業所保護者
阿部 真理子	子育て支援利用保護者
守田 誠	保健福祉センター次長 【事務局】
朝倉 一正	教育委員会管理課長 //
大野 晃生	保健福祉センター子育て支援係長 //
川越 菜々子	保健福祉センター子育て支援主査 //

敬称略

## 2 策定経過

年 月 日	事 項
令和6年 2月	・町内の小学校6年生以下の子どもがいる全世帯に「子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施
令和6年 3月～7月	・「子ども・子育てに関するニーズ調査」集計 ・第2期計画の検証
令和6年	・第1回子ども・子育て会議の開催 (1) 第2期計画の進捗状況について (2) 第3期子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査結果について
令和6年 9月～11月	・計画素案作成
令和6年 10月	・町内の子ども・子育て支援関係団体・者に「子どもと子育て家庭の支援にかかる調査」を実施
令和6年 12月18日	・第2回子ども・子育て会議の開催 (1) 第1回会議意見等に対する検討結果について (2) 標津町子どもと子育て家庭の支援にかかる関係団体・者向け調査のとりまとめについて (3) 第3期子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和7年 2月～3月	・パブリックコメントの実施

# 標津町第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行／編集

標津町保健福祉センター

〒086-1631

北海道標津郡標津町北1条西5丁目6番1-2号

TEL (0153) 82-1515

FAX (0153) 82-1530

